



岡山県内経済情勢報告

令和2年4月

財務省中国財務局
岡山財務事務所

(令和2年4月27日公表)

1. 総論

【総括判断】「県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制され、足下で急速に下押しされており、厳しい状況にある」

項目	前回（2年1月判断）	今回（2年4月判断）	前回比較
総括判断	生産の一部に弱さがみられるものの、緩やかに回復している	新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制され、足下で急速に下押しされており、厳しい状況にある	↓

（注）2年4月判断は、前回1月判断以降、4月に入ってから足下の状況までを含めた期間で判断している。

（判断の要点）

個人消費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、足下、弱含んでいる。生産活動は、弱い動きとなっている。雇用情勢は、労働力需給は引き締まっているものの、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される。

【各項目の判断】

項目	前回（2年1月判断）	今回（2年4月判断）	前回比較
個人消費	総じて回復しつつある	弱含んでいる	↓
生産活動	一部に弱さがみられ、回復に向けたテンポが緩やかになっている	弱い動きとなっている	↓
雇用情勢	労働力需給は引き締まっており、引き続き人手不足感が強い状況にある	労働力需給は引き締まっているものの、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される	→
設備投資	元年度は前年度を上回る見込み	元年度は前年度を上回る見込み	→
企業の経常利益	元年度は減益見込み	元年度は減益見込み	→
企業の景況感	「下降」超幅が拡大している	「下降」超幅が拡大している	→
住宅建設	前年を下回っている	前年を下回っている	→
輸出入	輸出入ともに前年を下回っている	輸出入ともに前年が落ち込んだ反動などにより前年を上回っている	↑
企業倒産	件数、負債金額ともに前年を上回っている	件数、負債金額ともに前年を上回っている	→
消費者物価	前年を上回っている	前年を上回っている	↘

【先行き】

先行きについては、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が続くと見込まれる。また、新型コロナウイルス感染症が内外経済を更に下振れさせるリスクに十分に注意する必要がある。

2. 各論

■ 個人消費 「弱含んでいる」

個人消費は、百貨店・スーパー販売では、感染症の影響により飲食物品などの需要が高まったことから、前年を上回っているものの、足下では一部で来店客数が減少するなどしている。ドラッグストア販売では、感染症の影響により衛生用品や日用消耗品などの需要が高まったことから、前年を上回っている。コンビニエンスストア販売では、足下では感染症の影響により、観光地などに所在する店舗の来店客数が減少しているものの、引き続き食料品などが堅調なことから、前年を上回っている。ホームセンター販売では、感染症の影響により日用消耗品などの需要が高まっているものの、暖冬により季節商品が低調であったことから前年を下回っている。家電大型専門店販売では、暖冬による季節商品の不振や感染症の影響による来店客数の減少により、前年を下回っている。乗用車販売では前年を下回っている。

このほか、宿泊・飲食サービス業や運輸業などにおいても、客足が大きく減少しているなど、感染症の影響が見受けられる。

このように、感染症の影響により、一部に需要が高まったものがあるものの、足下では消費活動の下押しがみられ、全体としては弱含んでいる。

(主なヒアリング結果)

- ▶ 営業時間の変更や集客力のある催事の中止により、売上へ非常に大きな影響が出ている。(百貨店)
- ▶ イベントの自粛要請や一斉休校要請などにより、消費者が不要不急の外出を控えたことから、賞味期限の長いインスタント食品などの需要が高まった一方、衣料品などの売上が落ち込んでいる。(スーパー)
- ▶ 1月下旬から、マスクや除菌商品などの需要が高まり、供給が追いついていない状況。(ドラッグストア、ホームセンター)
- ▶ 3月の客室稼働率は、前年の約4割と大きく減少しており、4月に入るとさらに下がってきている。(宿泊・飲食サービス)

■ 生産活動 「弱い動きとなっている」

生産活動は、自動車は、感染症の影響による海外からのサプライチェーンの停滞や世界的な需要の減少から弱い動きとなっている。鉄鋼は、自動車向けなどに需要の弱さが続いており、生産水準を下げている。石油精製は、定期修理などにより生産水準を下げているほか、足下では感染症の影響による需要の減少により、弱い動きとなっている。化学は、一部設備の稼働停止や定期修理などもあり、弱含んでいる。造船は、一定量の受注残を抱えるなか、概ね横ばいとなっている。電気機械関連は、海外向け電子部品に一部弱い動きがみられるものの、生産は底堅い動きとなっている。工作機械は、一定の受注残はあるものの、受注の勢いが鈍くなっており、生産水準を下げている。

このように、米中貿易摩擦などにより需要の減少が続く中、足下では感染症の影響から稼働停止なども発生しており、弱い動きとなっている。

(主なヒアリング結果)

- ▶ 海外から調達する部品が不足したほか、世界的な感染拡大により需要が大きく落ち込んでいることから、生産ラインを停止した。(自動車)
- ▶ 感染拡大防止のための渡航制限や企業活動の停滞により、足下ではガソリンやジェット燃料の需要が大きく減少している。(石油精製)
- ▶ 生産に一定の時間を要するため、現時点における生産の低下は、米中貿易摩擦や中国経済の減速による影響であると考えているが、今後は感染症の影響が懸念される。(工作機械)

■ 雇用情勢 「労働力需給は引き締まっているものの、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される。」

雇用情勢は、企業の活発な求人活動を背景に、有効求人倍率(元年12月～2年2月)が1.95倍と高水準で推移するなど、労働力需給は引き締まっているものの、一部業種に求人を控える動きがあるなど、感染症の影響が懸念される。

(主なヒアリング結果)

- ▶ 依然として求人が求職を大幅に上回って推移しているものの、運輸業など一部業種に求人を控える動きがあり、感染症の影響について注視が必要。(職業紹介)
- ▶ 生産ラインの停止により従業員は一時帰休とした。(自動車)

■ **設備投資** 「元年度は前年度を上回る見込み」 (全産業) 「法人企業景気予測調査」2年1~3月期

- 製造業は、その他の輸送用機械などが減少するものの、化学、情報通信機械などが増加することから、前年度を上回る見込みとなっている。
- 非製造業は、建設などが減少するものの、金融・保険、医療・教育などが増加することから、前年度を上回る見込みとなっている。
- 2年度は、前年度を下回る見通しとなっている。

(主なヒアリング結果)

▶生産能力の増強投資として、新たな設備の増設。(化学、情報通信機械)

▶サービス向上のためのシステム投資、店舗の建替や改修など。(金融・保険、医療・教育)

■ **企業の経常利益** 「元年度は減益見込み」 (全産業) 「法人企業景気予測調査」2年1~3月期

- 製造業は、情報通信機械、その他の輸送用機械などが増益となるものの、化学、生産用機械などが減益となることから、減益見込みとなっている。
- 非製造業は、医療・教育、宿泊・飲食サービスなどが増益となるものの、建設、運輸などが減益となることから、減益見込みとなっている。
- 2年度は、減益見通しとなっている。

■ **企業の景況感** 「『下降』超幅が拡大している」 (全産業) 「法人企業景気予測調査」2年1~3月期

- 企業の景況判断BSIは、「下降」超幅が拡大している。なお、翌期は「下降」超幅が縮小する見通しとなっている。

■ **住宅建設** 「前年を下回っている」

- 新設住宅着工戸数で見ると、分譲住宅、貸家、持家ともに減少していることから、前年を下回っている。

■ **輸出入** 「輸出入ともに前年が落ち込んだ反動などにより前年を上回っている」

- 輸出は、品目別では鉄鋼や非鉄金属などが増加していることから、前年を上回っている。地域別では、アジアなどで前年を上回っている。
- 輸入は、品目別では銅鉱石や鉄鉱石などが増加していることから、前年を上回っている。地域別では、中南米やアジアなどで前年を上回っている。

■ **企業倒産** 「件数、負債金額ともに前年を上回っている」

■ **消費者物価** 「前年を上回っている」 (岡山市、除く生鮮食品)

岡山県内経済情勢報告

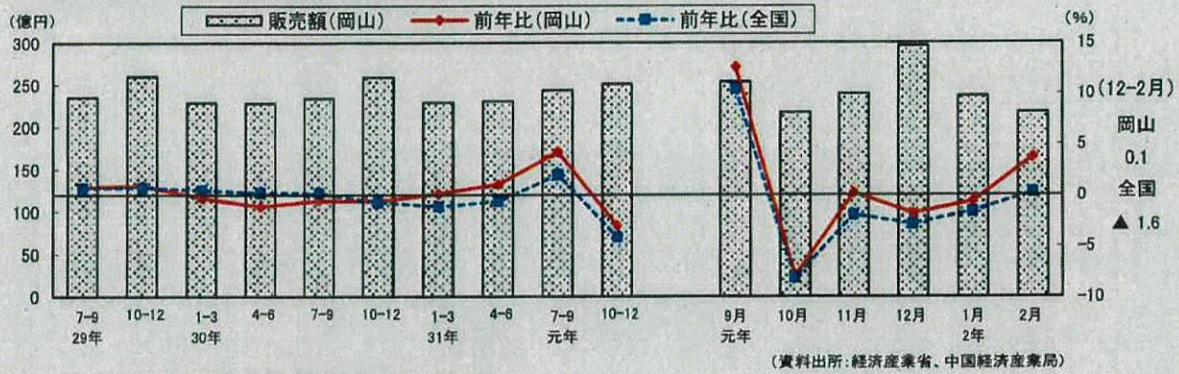
資料編

目	次	ページ
1.	個人消費	1
2.	生産活動	3
3.	雇用情勢	4
4.	設備投資	5
5.	企業の経常利益	6
6.	企業の景況感	6
7.	住宅建設	7
8.	輸出入	8
9.	企業倒産	9
10.	消費者物価	9

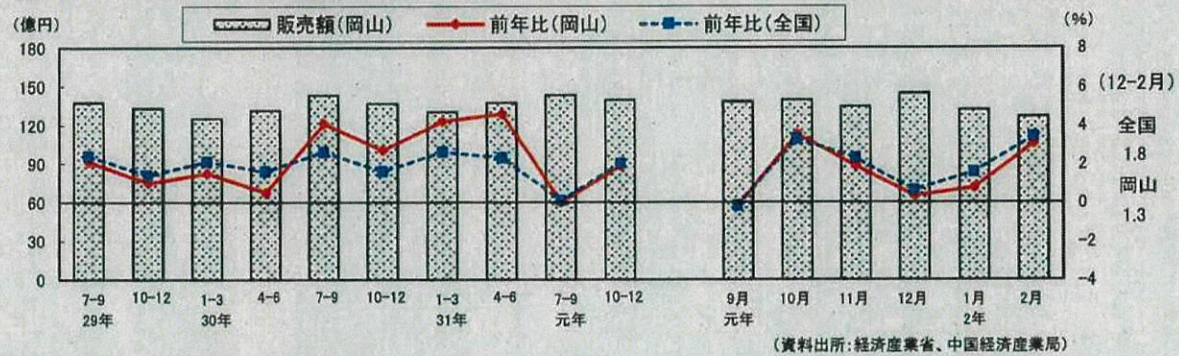
※グラフの外枠（右側）に記載している計数は、各項目の状況を分析する上で参考とした前年比、指数、倍率。

1. 個人消費 … 弱含んでいる

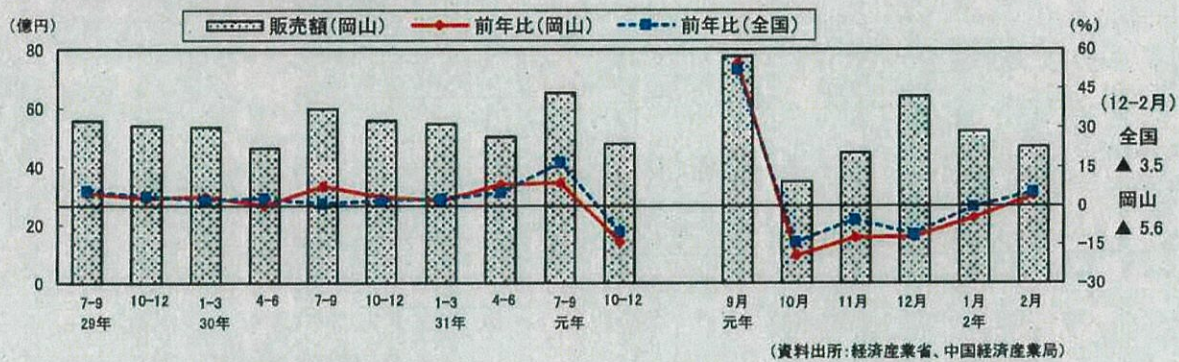
(1) 百貨店・スーパー販売額(全店舗:前年比)



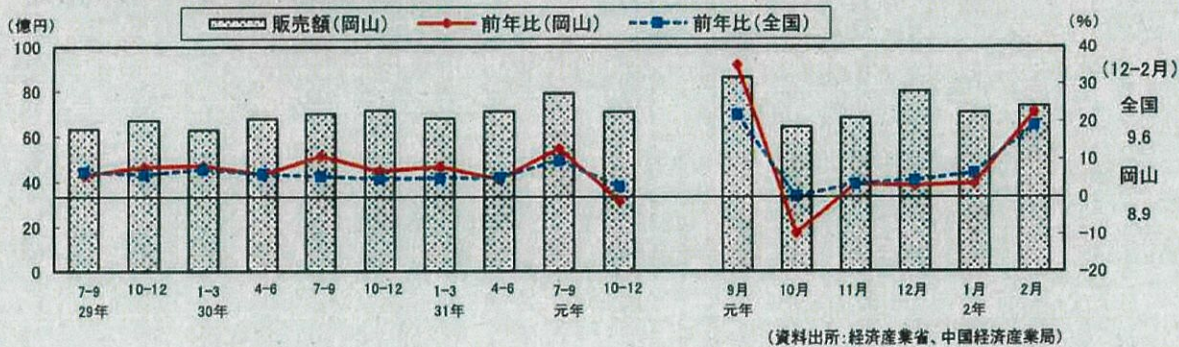
(2) コンビニエンスストア販売額(全店舗:前年比)



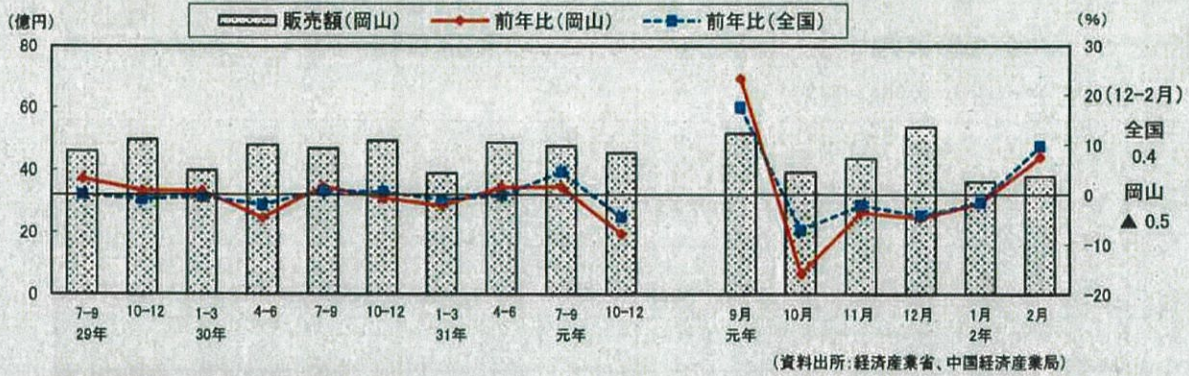
(3) 家電大型専門店販売額(全店舗:前年比)



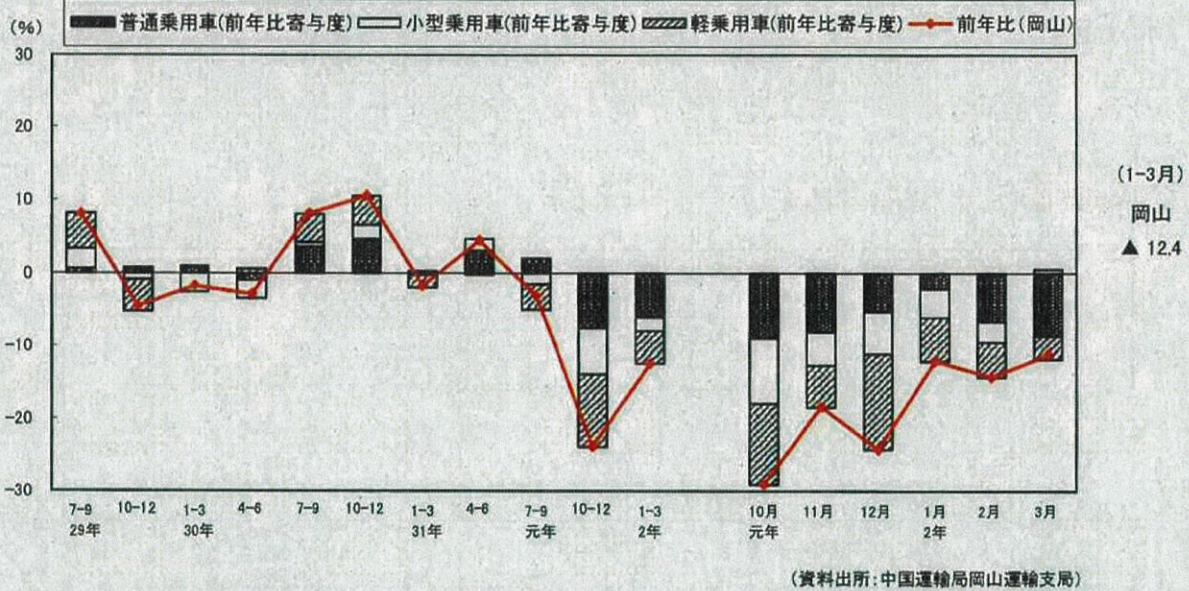
(4) ドラッグストア販売額(全店舗:前年比)



(5) ホームセンター販売額(全店舗:前年比)



(6) 乗用車販売(新車登録・届出台数)

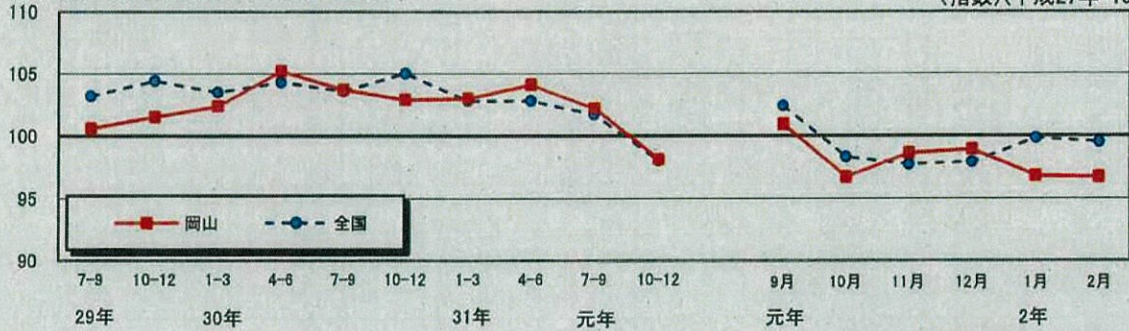


(注)(1)から(5)の四半期毎の販売額は、1か月あたりの平均を表示。

2. 生産活動 … 弱い動きとなっている

(1) 鉱工業生産指数(季節調整済)

(指数)(平成27年=100)

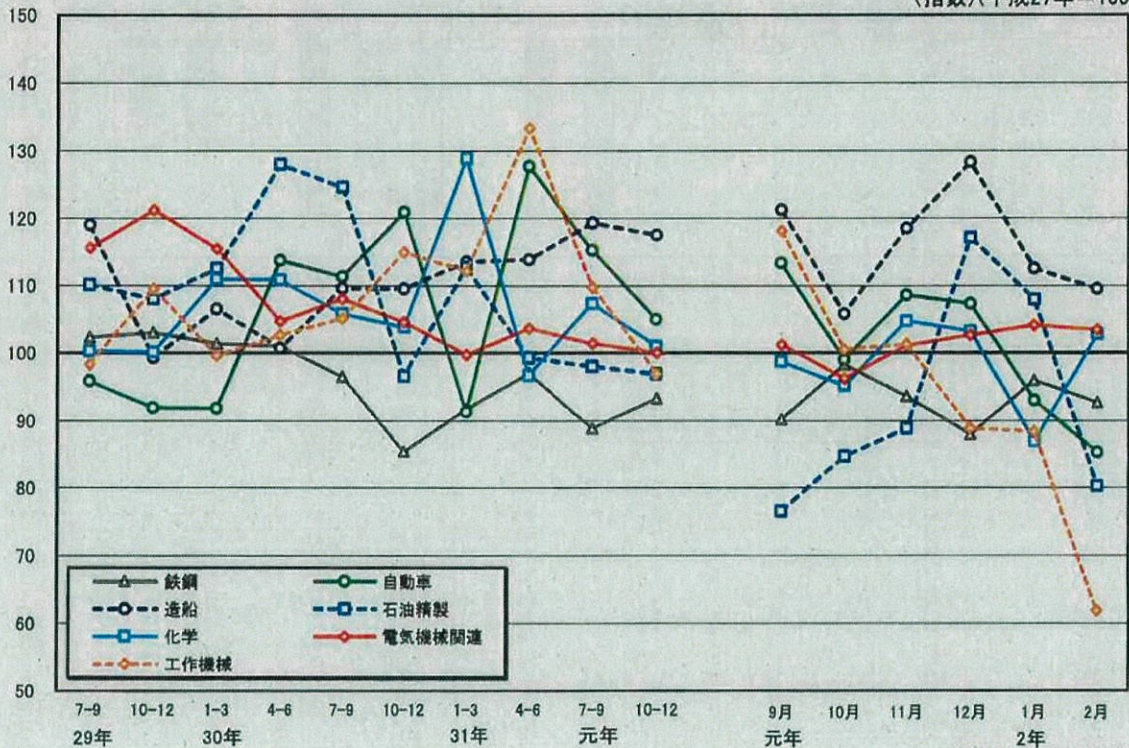


(12-2月)
 全国 99.1
 岡山 97.5

(資料出所:経済産業省、岡山県)

(2) 主要業種別生産指数(季節調整済)

(指数)(平成27年=100)

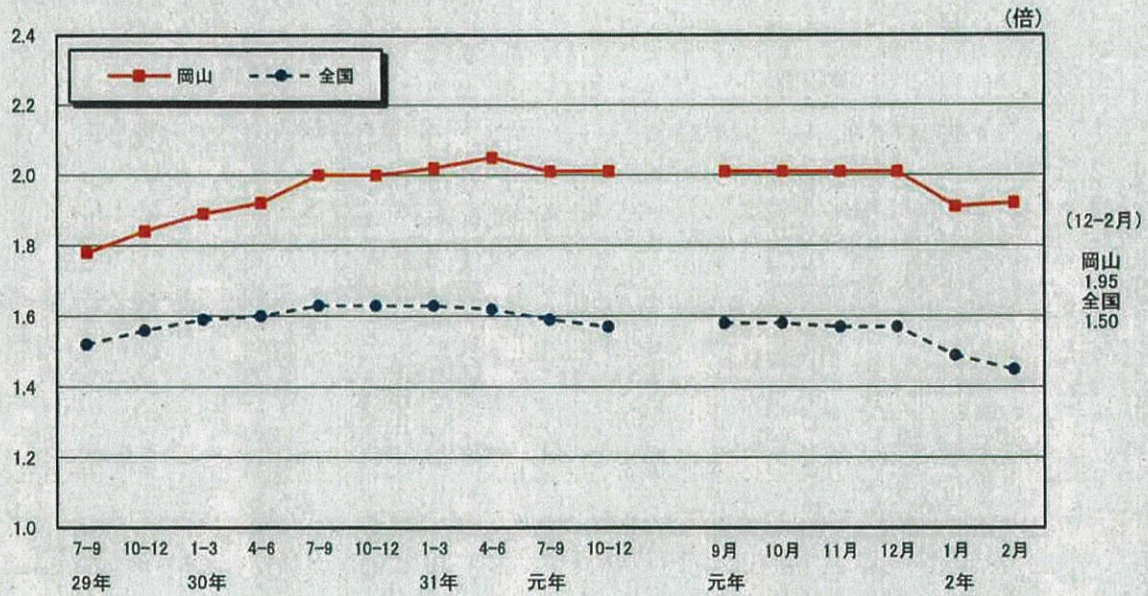


(12-2月)
 岡山
 造船 116.8
 電気機械関連 103.4
 (電子部品・デバイス) 109.4
 石油精製 101.8
 化学 97.6
 自動車 95.2
 鉄鋼 92.2
 工作機械 79.7

(資料出所:岡山県)

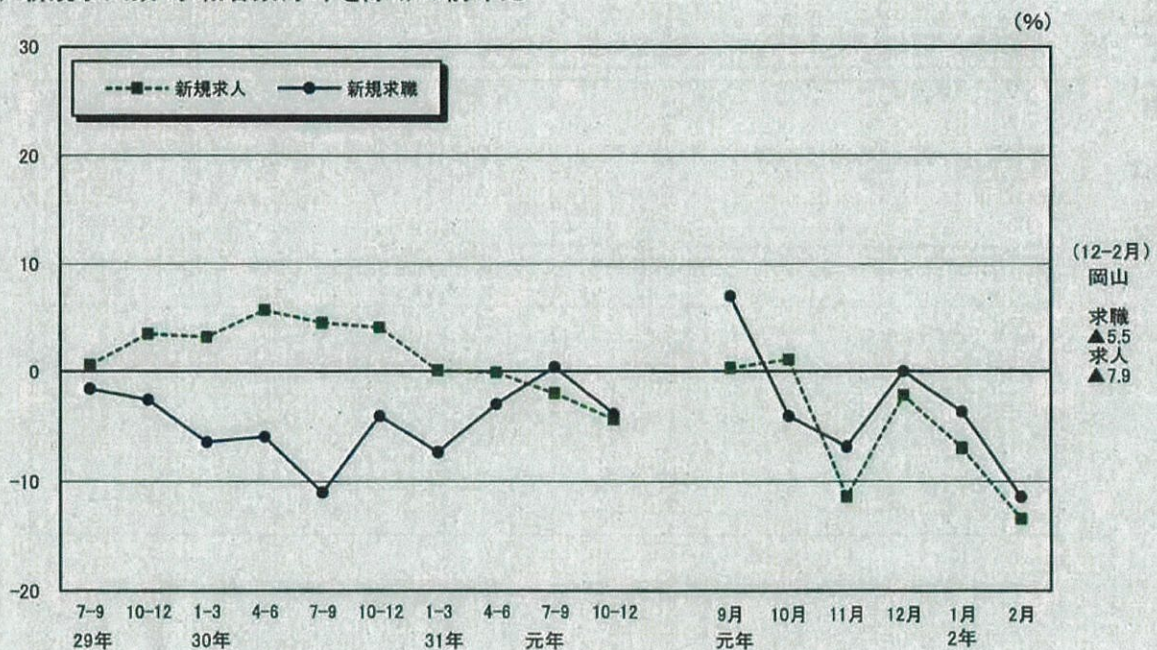
3. 雇用情勢 … 労働力需給は引き締まっているものの、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される

(1) 有効求人倍率(学卒を除く、季節調整値)



(資料出所:厚生労働省、岡山労働局)

(2) 新規求人数・求職者数(学卒を除く)の前年比

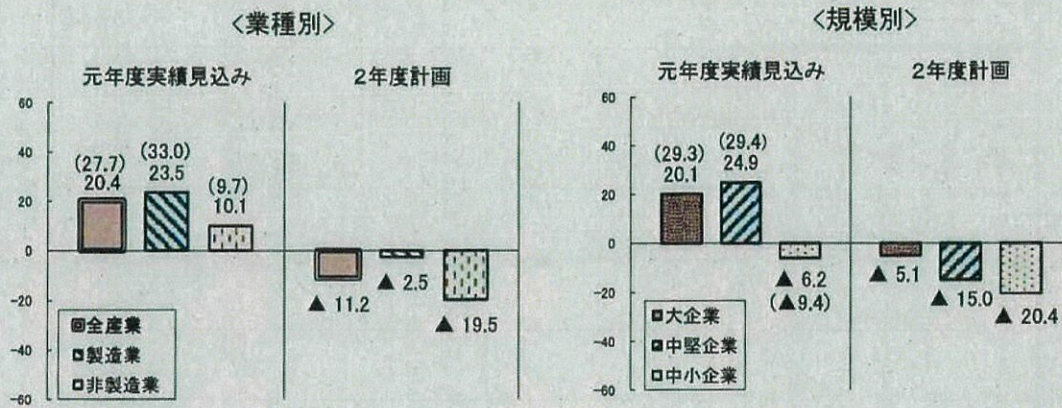


(資料出所:岡山労働局)

4. 設備投資 … 元年度は前年度を上回る見込み

(1) 設備投資前年度増減率

[対前年度比:%]

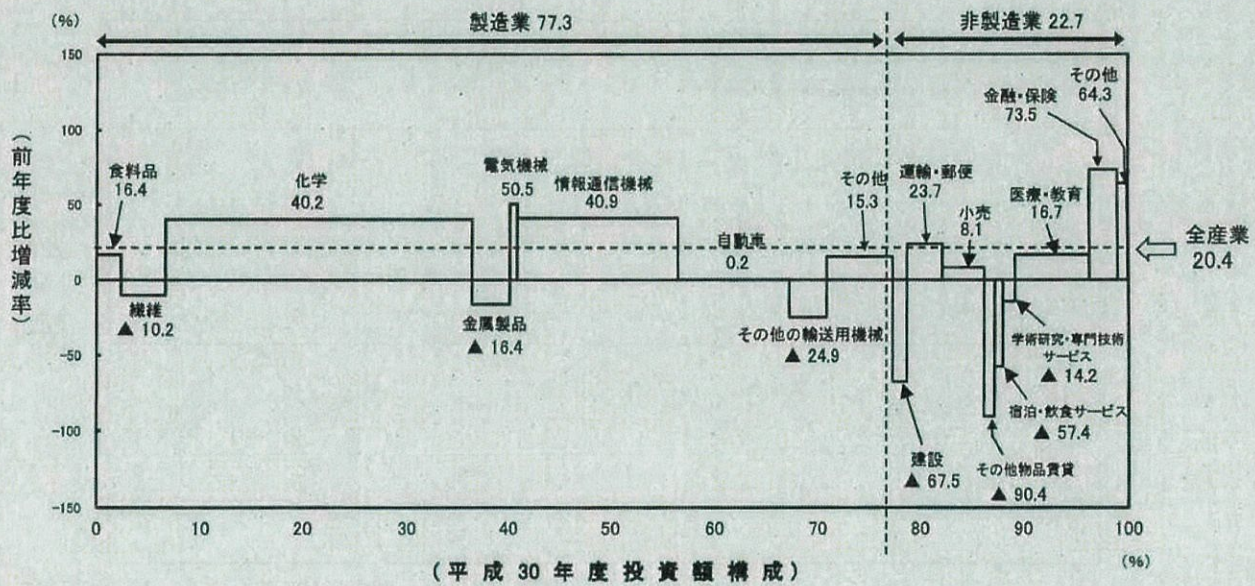


(注)当所法人企業景気予測調査(2年1~3月期)結果

()書きは前回(元年10月~12月期)調査結果

(資料出所:岡山財務事務所)

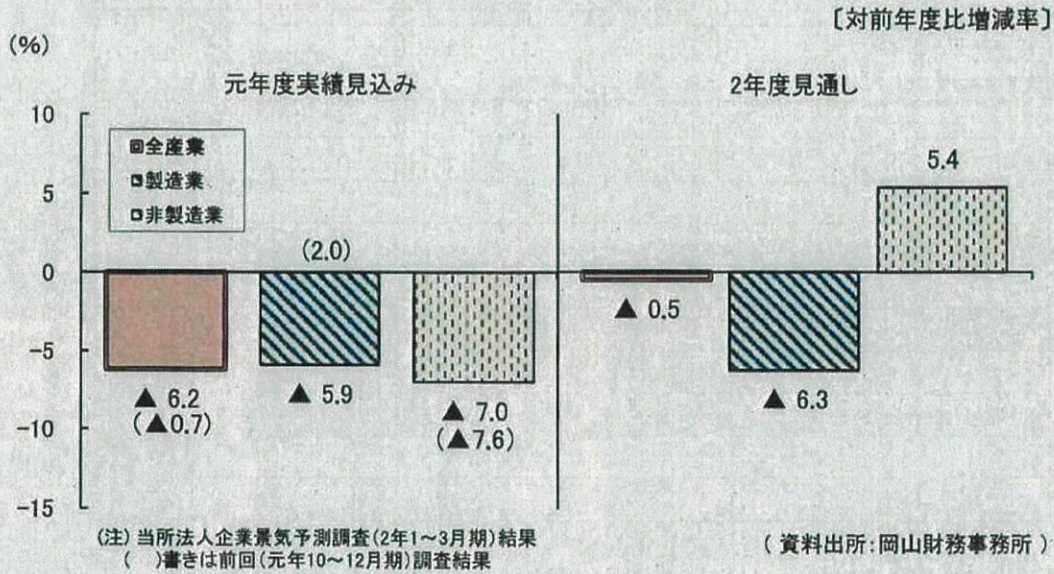
(2) 主要業種別 設備投資状況 (元年度)



(資料出所:岡山財務事務所)

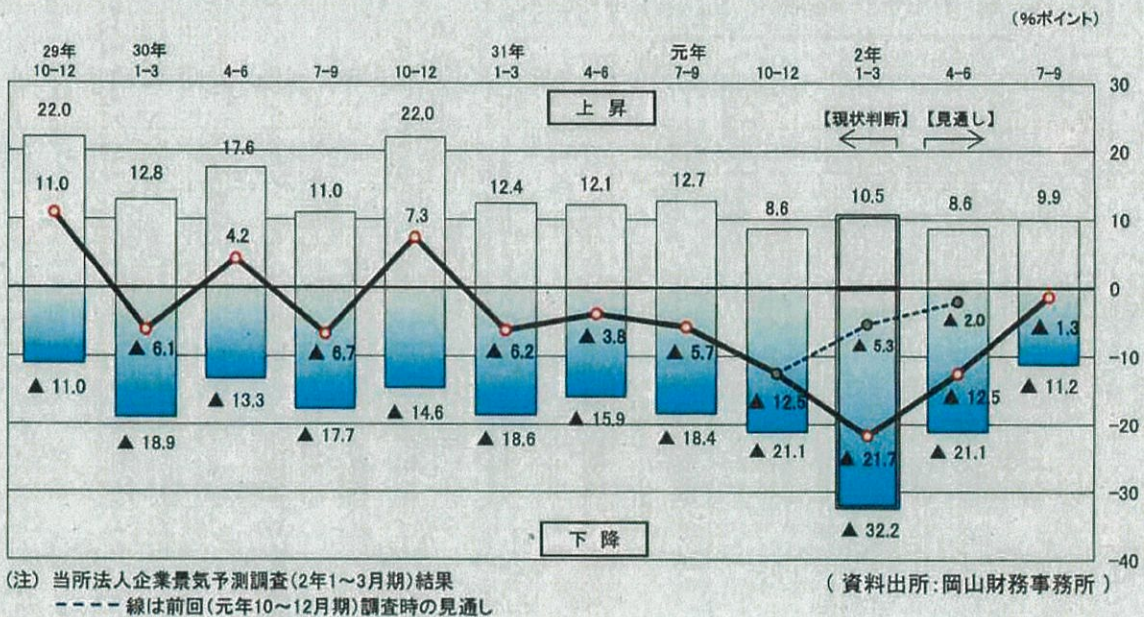
5. 企業の経常利益 … 元年度は減益見込み

経常利益(電気・ガス・水道業、金融業・保険業を除く、前年度比)



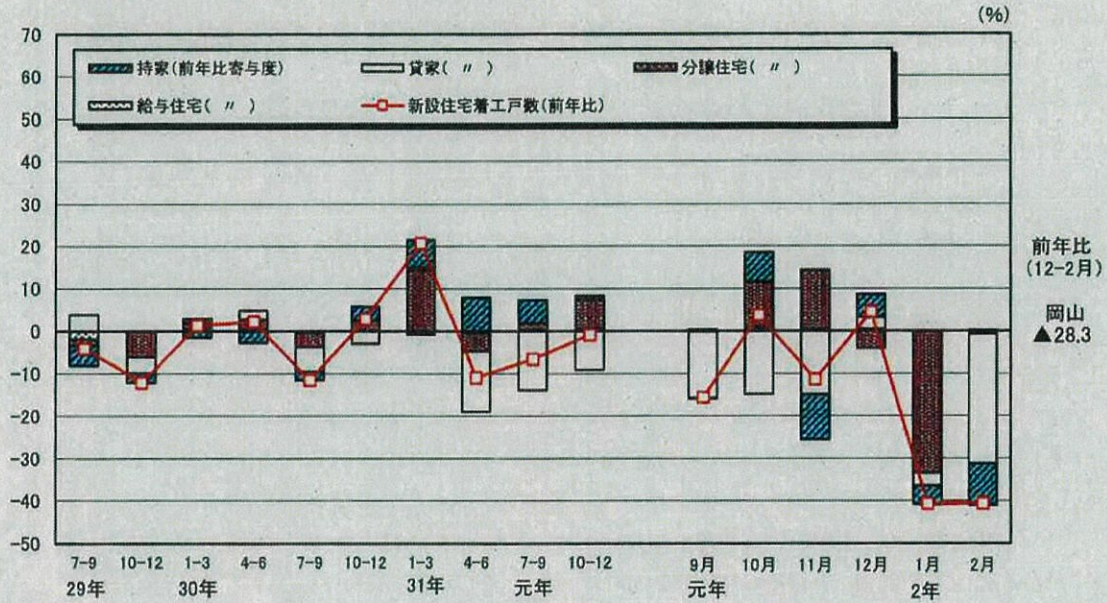
6. 企業の景況感 … 「下降」超幅が拡大している

景況判断BSIの推移(原数値)(BSI:前期比判断「上昇」-「下降」社数構成比)



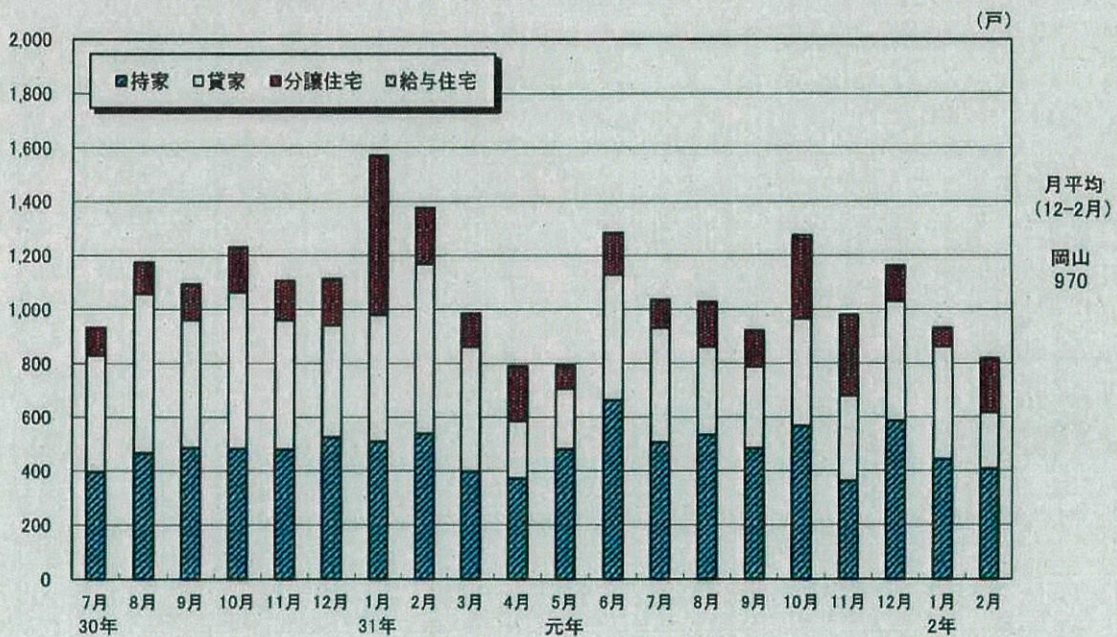
7. 住宅建設 … 前年を下回っている

(1) 新設住宅着工戸数(前年比及び利用形態別寄与度)



(資料出所:国土交通省)

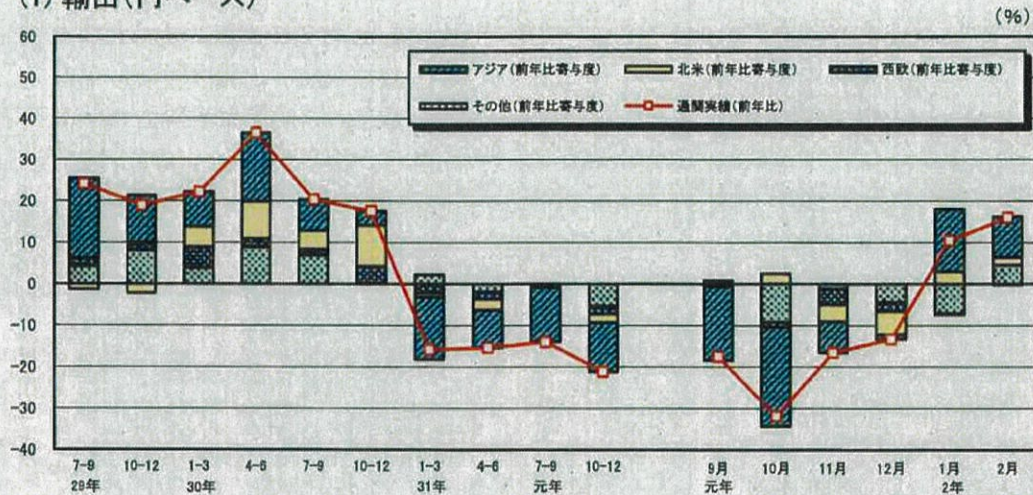
(2) 利用関係別の新設住宅着工戸数



(資料出所:国土交通省)

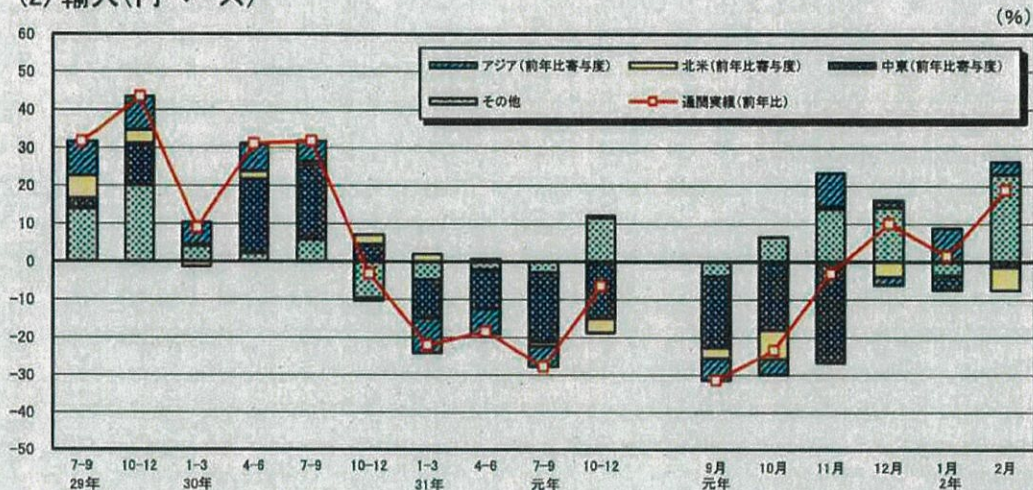
8. 輸出入 … 輸出入ともに前年が落ち込んだ反動などにより前年を上回っている

(1) 輸出(円ベース)

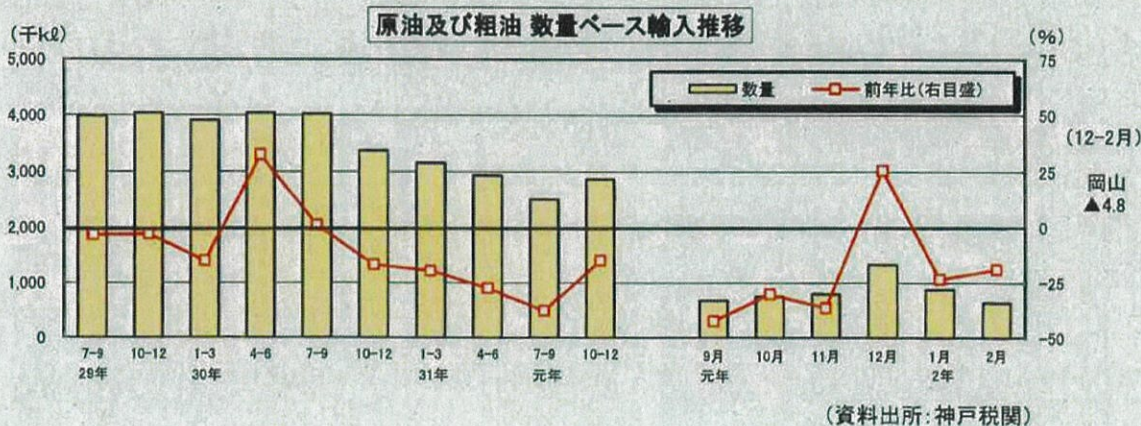


(資料出所: 神戸税関)

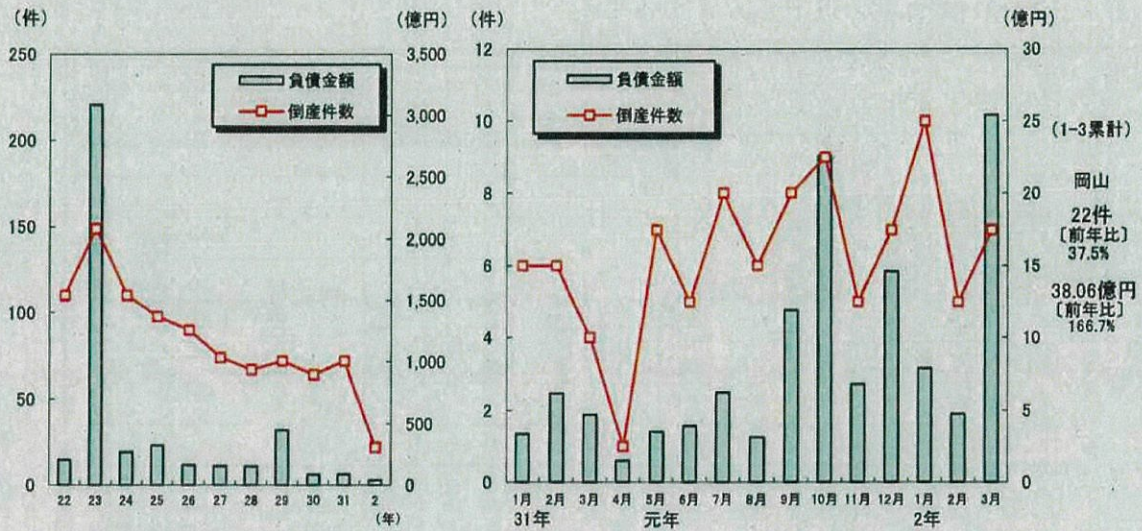
(2) 輸入(円ベース)



(資料出所: 神戸税関)



9. 企業倒産…件数、負債金額ともに前年を上回っている

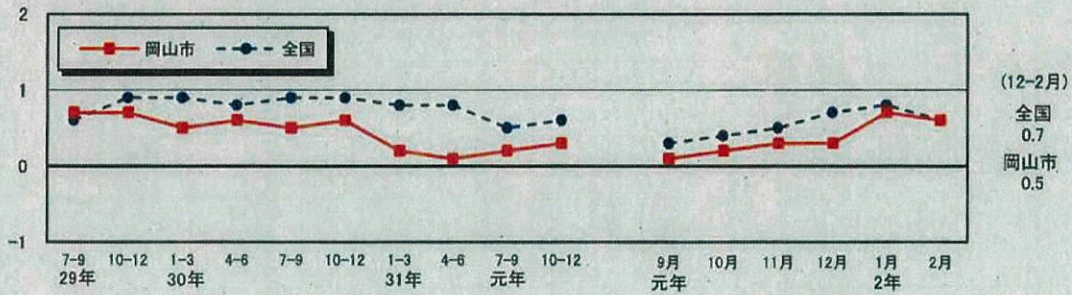


(資料出所: 株式会社東京商工リサーチ)

10. 消費者物価…前年を上回っている

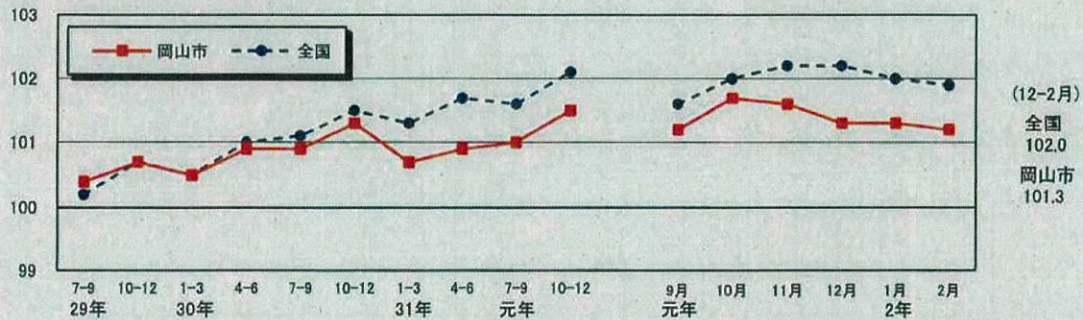
(1) 消費者物価指数(除く生鮮食品・平成27年=100)の前年比

(%)



(2) 消費者物価指数(除く生鮮食品)

(平成27年=100)



(資料出所: 総務省)

本調査にかかるお問い合わせ先
財務省中国財務局岡山財務事務所
財務課長 中山
TEL(086)223-1131 内線411
FAX(086)231-3152

資料№14



最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への 支援施策紹介マニュアル

業務改善助成金及び働き方改革推進支援助成金部分更新版

目次

1. 最低賃金・賃金引上げに関する支援

- (1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』

業務改善助成金

働き方改革推進支援助成金

- (2) 『人事評価制度と賃金制度を整備して賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』

人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）

- (3) 『設備等への投資を通じて賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』

人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）

- (4) 『非正規雇用のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』

キャリアアップ助成金

- (5) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』

中小企業向け所得拡大促進税制

2. 生産性向上に関する支援

- (1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』

固定資産税の特例措置

- (2) 『経営の向上を図りたい』

中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）

- (3) 『補助制度を知りたい』

業務の効率化などを支援する補助金等

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

- (1) 『下請関係の改善を図りたい』

下請中小企業・小規模事業者の自立化支援

- (2) 『新しい取引先を開拓したい』

下請取引あっせん事業

4. 資金繰りに関する支援

- (1) 『一時的に業績が悪化しているので融資を受けたい』

セーフティネット貸付制度

- (2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

5. その他、雇用に関する支援

- (1) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』

建設事業主等に対する助成金

- (2) 『従業員の処遇や職場環境の改善を図るための支援策を知りたい』

人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース、介護福祉機器助成コース、
介護・保育労働者雇用管理制度助成コース、働き方改革支援コース）

- (3) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

6. 相談窓口・各種ガイドライン

- (1) 『専門家へ相談したい』

働き方改革推進支援センター

特別相談窓口の設置

よろず支援拠点

下請かけこみ寺

- (2) 『中小企業経営に関する総合的な情報を入手したい』

支援ポータルサイト「ミラサポ」

- (3) 『経営の向上のための各種ガイドラインを知りたい』

下請適正取引の推進のためのガイドライン

中小企業の会計

中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン

1. 賃金引上げに関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資などを行う場合、その設備投資などに要した費用の一部を助成する制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

○活用事例はHPをご覧ください！

② 生産性向上の事例集 厚生労働省 検索

概要

※申請期限：令和3年1月29日

コース区分	引上げ額	引上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率	
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 (※2) 生産性要件を満たした場合は9/10 (※1)	
		2～3人	40万円			
		4～6人	60万円			
		7人以上	80万円			
30円コース	30円以上	1人	30万円			【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 (※2) 生産性要件を満たした場合は9/10 (※1)
		2～3人	50万円			
		4～6人	70万円			
		7人以上	100万円			
60円コース	60円以上	1人	60万円		【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5 (※1)	
		2～3人	90万円			
		4～6人	150万円			
		7人以上	230万円			
90円コース	90円以上	1人	90万円			【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5 (※1)
		2～3人	150万円			
		4～6人	270万円			
		7人以上	450万円			

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 対象は、地域別最低賃金850円未満の地域のうち事業場内最低賃金が850円未満の事業場です。（令和2年4月13日現在）青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の32県。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

審査

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

お問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県にある「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。
【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

～業務改善助成金の活用事例～

業務改善

事例1 新製電子ミシンの導入による縫製作業の向上・縫製パターンの多様化

【所在地】埼玉県 【従業員数】29人
【事業内容】縫製加工製造業
【課題と対応】生産の効率化や品質の向上、縫製作業の向上などを目指すため、従来の縫製による縫製効率化を検討して来た。

縫製パターンが少なく、また作業量が少なくて縫製の効率化ができていない状況でした。そこで、助成金を活用して新製電子ミシンを導入しました。

縫製作業の効率化と品質向上



「縫製作業」
ミシンの生産性の向上
縫製作業の効率化や品質の向上、縫製作業の向上などを目指すため、従来の縫製による縫製効率化を検討して来た。

【効果】新製電子ミシンを導入することで、縫製作業の効率化が実現し、縫製作業の効率化や品質の向上、縫製作業の向上などを目指すことが実現し、縫製パターンの多様化が実現した。

【課題】縫製作業の効率化や品質の向上、縫製作業の向上などを目指すため、従来の縫製による縫製効率化を検討して来た。

業務改善

事例2 リフト付き福祉車両の導入による送迎作業の時間短縮・人員配置の効率化

【所在地】東京都 【従業員数】3人
【事業内容】訪問介護サービス
【課題と対応】新しい福祉車両の導入による送迎作業の効率化や人員配置の効率化を実現するため、助成金を活用して福祉車両を導入しました。

利用者の送迎に際しての負担を軽減し、送迎作業の効率化を図りたいという状況でした。そこで、助成金を活用してリフト付き福祉車両を導入しました。

送迎作業の効率化と人員配置の効率化



「送迎作業」
送迎作業の効率化や人員配置の効率化を実現するため、助成金を活用して福祉車両を導入しました。

【効果】福祉車両を導入することで、送迎作業の効率化や人員配置の効率化が実現し、送迎作業の効率化や人員配置の効率化を実現することが実現し、送迎作業の効率化や人員配置の効率化が実現した。

【課題】送迎作業の効率化や人員配置の効率化を実現するため、従来の送迎作業による送迎作業の効率化を検討して来た。

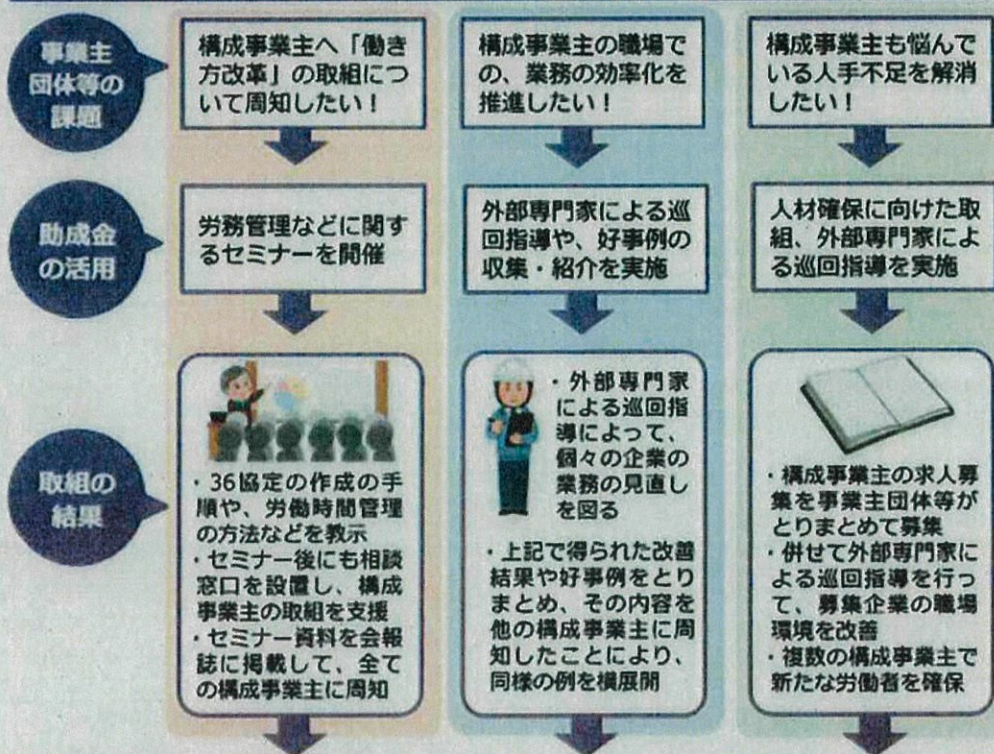
1. 賃金引上げに関する支援

「働き方改革推進支援助成金」 団体推進コースのご案内

2020年4月1日から、中小企業に、**時間外労働の上限規制**が適用されました。

このコースでは、**事業主団体等**が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主（以下「構成事業主」といいます）の労働条件の改善のために、**時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施**した場合に、重点的に助成金を支給します。**業界の活性化のためにも、是非ご活用ください。**

課題別にみる助成金の活用事例



中小企業における労働時間等の設定改善推進に向け、環境を整備！

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、事業主団体等の所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室 にお尋ねください。

▶ 労働局の所在地一覧



<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



▶ 働き方改革関連法の詳細は、「働き方改革」特設サイトへ

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>



働き方改革 厚労省 就業

団体推進コースの助成内容

対象事業主

次のいずれかに該当する事業主団体等(※1)であること

- ① 3者以上で構成する事業主団体
 - ア 法律で規定する団体(事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会議所、商工会、一般社団法人及び一般財団法人)
 - イ 上記以外の事業主団体(一定の要件有)
- ② 10者以上で構成する共同事業主
共同する全ての事業主の合意に基づく協定書を締結している等の要件を満たすこと。

(※1) 事業主団体等が労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1以上である必要があります。
中小企業事業主とは、以下のAまたはBの要件を満たす中小企業になります。

業種	A 資本金または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

支給対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 市場調査の事業
- ② 新ビジネスモデルの開発、実験の事業
- ③ 材料費、水光熱費、在庫等の費用の低減実験(労働費用を除く)の事業
- ④ 下請取引適正化への理解促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取引先との調整の事業
- ⑤ 販路の拡大等の実現を図るための展示会開催及び出展の事業
- ⑥ 好事例の収集、普及啓発の事業
- ⑦ セミナーの開催等の事業
- ⑧ 巡回指導、相談窓口の設置等の事業
- ⑨ 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業
- ⑩ 人材確保に向けた取組の事業

成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

支給対象となる取組内容について、事業主団体等が事業実施計画で定める時間外労働の削減又は賃金引上げに向けた改善事業の取組を行い、構成事業主の2分の1以上に対してその取組又は取組結果を活用すること。

支給額

上記「成果目標」を達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費を支給します。

助成額	以下のいずれか低い方の額
	① 対象経費の合計額
	② 総事業費から収入額(※2)を控除した額
	③ 上限額(※3)

(※2) 例えば、試作品を試験的に販売し、収入が発生する場合などが該当します。

(※3) 上限額は以下のとおりです。

- ① 原則、上限額は500万円
- ② 都道府県単位又は複数の都道府県単位で構成する事業主団体等(傘下企業が10者以上)に該当する場合の上限額は1,000万円

利用の流れ

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切は11月30日(月))



交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施



労働局に支給申請(締切は3月1日(月))

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら(<https://jgrants.go.jp/>)



(2020.4)

1. 賃金引上げに関する支援

(2) 『人事評価制度と賃金制度を整備して賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』

人材確保等支援助成金 (人事評価改善等助成コース)

事業主が、能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて、生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る場合に、助成金を支給します。

【対象となる方】

人事評価制度と賃金制度を整備し、生産性向上、賃金アップ及び従業員の離職率の低下に取り組む事業主

【支援内容】

制度整備及び目標達成の各段階に応じて、以下の金額が支給されます。

I 制度整備助成 (50万円)

以下の①及び②を整備・実施した事業主に50万円を支給。

- ①生産性向上のための人事評価制度
- ②①に基づく2%以上の賃金アップを含む賃金制度

計画認定申請
から
3年後



II 目標達成助成 (80万円)

制度整備助成の支給を受けた事業主が、計画認定申請から3年後に以下の①、②及び③の目標を達成した場合に80万円を支給。

- ①生産性向上
- ②2%以上の賃金アップ
- ③離職率の低下

【ご利用方法】

- (1)人事評価制度等整備に係る計画を作成し、人事評価制度等を整備する月の初日から1か月前の日の前日までに労働局又はハローワークに提出
- (2)労働局長が当該計画を認定
- (3)計画に基づき人事評価制度等の整備・実施
- (4)制度整備助成については、人事評価制度等の整備・実施後、所定の期間内に労働局又はハローワークに支給申請し、受給
- (5)目標達成助成については、人事評価制度等整備計画の認定申請日から3年経過後に、生産性要件・2%以上の賃金アップ・離職率に関する目標を達成していた場合に、所定の期間内に労働局又はハローワークに支給申請し、受給

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



人事評価改善等助成コース

検索



1. 賃金引上げに関する支援

(3) 『設備等への投資を通じて賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』

人材確保等支援助成金

(設備改善等支援コース)

設備等への投資を通じて、生産性向上と雇用管理改善(賃金アップ)を図る事業主を支援します。

【対象となる方】

生産性向上に資する設備等への投資を通じて、生産性向上と賃金アップに取り組む事業主

【支援内容】

計画期間は下記のA又はBのいずれかを選択し、計画の開始から1年後、2年後、3年後に計画開始前と比べて、生産性向上と雇用管理改善(賃金アップ)に関する目標を達成した場合に、以下の金額が支給されます。

A <雇用管理改善計画期間1年タイプ>

- ①計画の開始から1年後に、雇用管理改善を達成すること(計画達成助成)
- ②計画の開始から3年後に、生産性向上、雇用管理改善を達成すること(上乗せ助成)

B <雇用管理改善計画期間3年タイプ>

計画の開始から一定期間経過後に計画開始前と比べて、生産性向上、雇用管理改善を達成した場合に一定額を助成

- ①【計画達成助成(1回目)】...計画の開始から1年後
- ②【計画達成助成(2回目)】...計画の開始から2年後
- ③【目標達成時助成】...計画の開始から3年後

計画期間	設備導入費用	1年後	2年後	目標達成時助成
A 1年	175万円以上1,000万円未満	50万円	-	<80万円> 上乗せ助成
	240万円以上5,000万円未満	<50万円>	<50万円>	<80万円>
B 3年	5,000万円以上1億円未満	<50万円>	<75万円>	<100万円>
	1億円以上	<100万円>	<150万円>	<200万円>

(注)設備導入費用が5,000万円未満については中小企業のみを対象

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



設備改善等支援コース

検索

1. 賃金引上げに関する支援

(4) 『非正規雇用労働者のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』

キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

【対象となる方】

ガイドライン(※1)に沿って、雇用保険適用事業所ごとに有期契約労働者等のキャリアアップに取り組む者を「キャリアアップ管理者」として配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、以下の(1)～(7)までのいずれかを実施した事業主

※1 ガイドラインとは、「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン～キャリアアップ促進のための助成措置の円滑な活用に向けて～」を指します。詳細は下記URLをご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/30guide.pdf>

- (1) 正社員化コース (2) 賃金規定等改定コース
- (3) 健康診断制度コース (4) 賃金規定等共通化コース
- (5) 諸手当制度共通化コース (6) 選択的適用拡大導入時処遇改善コース
- (7) 短時間労働者労働時間延長コース

【支援内容】 ※ 上記のうち、(2) 賃金規定等改定コースについて

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合、対象となる労働者数に応じ、下記の額の助成を行います。なお、中小企業において賃金規定等を3%以上増額改定した場合等は助成額が加算されます。

すべての有期契約労働者等が対象となる場合	9.5～285万円 (12～360万円)
雇用形態別、職種別など一部の有期契約労働者等が対象となる場合	4.75～142.5万円 (6～180万円)

注1:生産性要件を満たした場合、()内の助成額となります。
注2:中小企業以外の場合、助成額は上記の3/4程度となります。

【お問合せ先】

支給申請に関する手続のご相談は最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。



キャリアアップ助成金

検索

1. 賃金引上げに関する支援

(5) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』

中小企業向け所得拡大促進税制

青色申告書を提出している法人や個人事業主が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。

【適用要件】

<通常>

- 要件①：適用年度の雇業者給与等支給額※1が前事業年度以上であること
- 要件②：継続雇業者給与等支給額※2が前事業年度を1.5%以上上回っていること

<上乗せ>

- 要件②の増加率が2.5%以上で、以下のいずれかを満たすこと
 - ・教育訓練費が対前年度比10%以上増
 - ・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受け、経営力向上がなされていること

※1雇業者給与等支給額

継続雇業者に限定しない、全ての国内従業員に支払った給与等の総額（役員等に支払った給与等は除く。）

※2継続雇業者給与等支給額

継続雇業者（前年度の期首から適用年度の期末までの全ての月分の給与等の支給を受けた従業員のうち、一定の者）に支払った給与等の総額。

【税額控除率】

<通常>

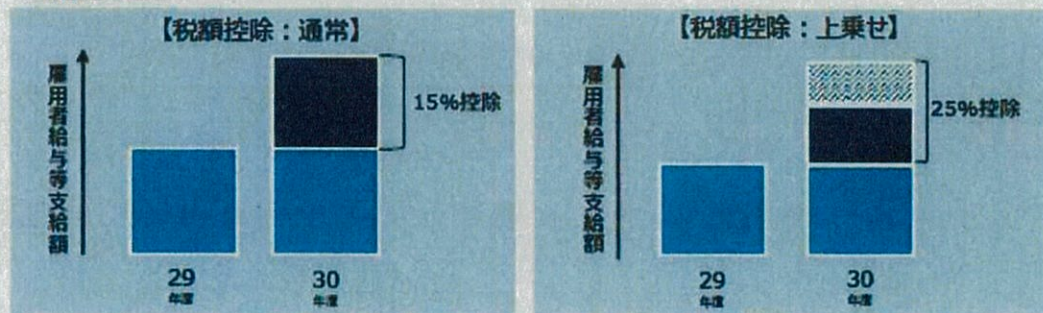
前年度からの雇業者給与等支給額の増加額に対して、15%の税額控除が受けられます。

<上乗せ>

前年度からの雇業者給与等支給額の増加額に対して、25%の税額控除が受けられます。

※ただし、通常・上乗せいずれの場合においても、税額控除額は法人税額の20%が上限となります。

適用のイメージ



※平成30年3月31日以前に開始された事業年度については、制度の内容が異なります。
制度の詳細は中小企業庁ホームページでご確認ください。



中小企業庁 所得拡大促進税制

検索

2. 生産性向上に関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』

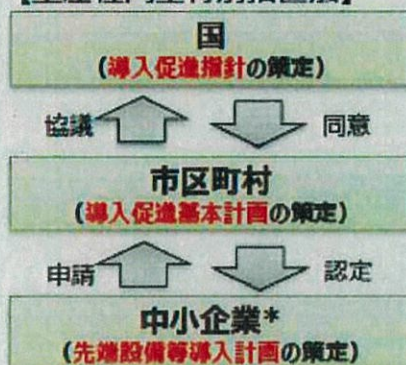
固定資産税の特例措置

第196回通常国会において成立した「生産性向上特別措置法」において、2020年度まで期間を集中投資期間と位置づけ、中小企業の生産性革命の実現のため、市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。

認定を受けた中小企業の設備投資については、臨時・異例の措置として、地方税法において、市区町村の判断により、新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ*にできる償却資産に係る固定資産税の特例を講じる。(適用期限：2020年度末まで)

*課税標準を市区町村の条例で定める割合(ゼロ～1/2)を乗じて得た額とする。なお、普通交付税の算定上、基準財政収入額の減少額については、市区町村の条例で定める割合を用いる。

【生産性向上特別措置法】



*中小企業基本法上の中小企業が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等(大企業の子会社を除く)に限ります。

POINT!

- 1 生産性向上特別措置法案の成立・施行後「導入促進基本計画」の同意を受けた地域に所在している中小企業が対象
- 2 年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資が対象
- 3 固定資産税の特例率をゼロと措置した地域で本措置対象の事業者等は、各種補助金において、その点も加味した優先採択

> 本特例に合わせ、「ものづくり・商業・サービス補助金」(12P)等の予算措置等を通じて重点支援することで、国・市区町村が一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押しする。

【お問合せ先】

中小企業庁技術・経営革新課 電話：03-3501-1816
中小企業庁財務課 電話：03-3501-5803



生産性向上特別措置法

検索

2. 生産性向上に関する支援

(2) 『経営の向上を図りたい』

中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

【支援の流れ】

STEP 1

経営力向上計画を
策定

「経営力向上計画」とは

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。自社の強み・弱みや経営状況、労働生産性などの目標、それに向けた取組などを記載します。



経営革新等支援機関
などがサポート

本計画の概要や申請の手引きは、以下のページに掲載しております。

詳しくはこちら



経営強化法

検索



計画策定にあたってはお近くの支援機関にご相談ください。

詳しくはこちら



経営革新等支援機関

検索



STEP 2

担当省庁による認定

事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等によって策定した計画を提出し、認定を受けます。費用は郵送でも受け付けています。詳しくは中小企業庁ホームページでご確認ください。

STEP 3

設備投資について
即時償却又は税額控除
(中小企業経営強化税制)

新たに取得した機械装置等の一定の設備について支援措置があります。

●中小企業経営強化税制(法人税 所得税)の適用により、即時償却又は最大で10%の税額控除が可能です。

対象設備: 令和3年3月31日までに購入した対象設備

利用できる方: 資本金1億円以下の法人、個人事業主など

要件: 生産性が年平均4%以上向上する設備であることなど

金融支援

中小企業向け: 信用保証協会による信用保証の枠の拡大 など

中堅企業向け: 独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証 など

以上のような様々な支援が受けられます。

【お問合せ先】

経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課
電話: 03-3501-1957(平日9:30~12:00、13:00~17:00)



経営強化法

検索

1/1

2. 生産性向上に関する支援

(2) 『経営の向上を図りたい』

中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を策定し、主務大臣に認定された場合、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

（注1）税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

（注2）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

【対象となる方】 ※平成31年4月1日以降に開始する事業年度決算から適用される中小企業等について記載しています。

- ・ 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・ 協同組合等

※ 中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する「中小企業等」に該当するものに限り、

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業等とはなりません。

① 同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人、資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業等経営強化法に規定する認定事業再編投資組合を経由して間接的に保有している部分のみ）及び中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人

② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

③ 前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人

【対象となる設備】

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
確認者	工業会等	経済産業局
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置（※1、5）（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品（※2）（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備（※3、5）（60万円以上/14年以内） ◆ソフトウェア（※4）（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置（※1、5）（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品（※2）（30万円以上） ◆建物附属設備（※3、5）（60万円以上） ◆ソフトウェア（※4）（70万円以上）
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は該当しません。）/国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと等	

※1 発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするものを除く。
 ※2 電子計算機については、情報送信のうち自己の電子計算機の情報送受信機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器にあつては、医療保険者を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
 ※3 医療保険者を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあつては主として電気の販売を行うために取得等をするものを除く。
 ※4 複製して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中尾と同様）。
 ※5 中小企業経営強化税制を利用して発電設備等の取得等を行う場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容が確認できる書類の添付が必要となります。

【お問合せ先】

相談窓口（中小企業税制サポートセンター）
TEL: 03-6281-9821（平日9:30-17:00）



経営強化法

検索

2. 生産性向上に関する支援

(3) 『補助制度を知りたい』

業務の効率化などを支援する補助金等

設備等の取得、研究開発、販路開拓、下請企業の自立化などに向けて支援します。

※以下の事業は平成31年4月現在公募中または今後公募予定のものを掲載しています。
詳しくはホームページまたはお問い合わせ先までお尋ねください。

○ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

足腰の強い経済を構築するため、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部を支援します。

公募期間：(1次公募)平成31年2月18日(月)～5月8日(金)、2次公募は時期等未定

<お問い合わせ先>

全国中小企業団体中央会及び各地域事務局(都道府県中小企業団体中央会)

○小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援します。

公募期間：平成31年4月から順次公募予定

<お問い合わせ先>

商工会の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

検索サイト http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754

商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

検索サイト <http://www5.cin.or.jp/ccilist/search>

○サービス等生産性向上IT導入支援補助金

中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や自動化を行うITツールの導入支援を行います。

公期募間：1次公募：5月27日開始予定

2次公募：7月中旬開始予定

<お問い合わせ先>

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局：TEL 0570-666-131

<https://www.it-hojo.jp>

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(1) 『下請関係の改善を図りたい』

下請中小企業・小規模事業者の自立化支援

下請中小企業・小規模事業者の自立化に向けた取組に対する支援を行います。

【下請中小企業振興法に基づく支援】

① 「振興事業計画」を通じた支援

下請事業者で構成している事業協同組合やその他の団体が、親事業者の協力を得て、下請事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上、事業の共同化等の事業について「振興事業計画」を作成し、国の承認を受けると、次の支援措置が活用できます。

- 高度化資金貸付（独立行政法人中小企業基盤整備機構、都道府県）
工場団地等の建設や共同工場等の共同施設の設置に必要な資金の無利子貸付
- 中小企業信用保険法の特例（金融機関又は信用保証協会）
事業に必要な資金について、流動資産担保保険の特例措置があります。
 - ・付保限度額の別枠化（2億円→4億円）
 - ・保険料率の引き下げ（0.46%→0.29%）

② 「特定下請連携事業計画」を通じた支援

2以上の下請事業者が共同で新事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との取引を開始・拡大し、特定親事業者への依存の状態の改善を図る「特定下請連携事業計画」を作成し、国の認定を受けると、次の支援措置が活用できます。

- 日本政策金融公庫による低利融資（設備資金、長期運転資金）
- 中小企業信用保険法の特例（普通保険、無担保保険、特別小口保険の別枠化等）
- 中小企業投資育成株式会社法の特例（株式の引き受け等）

【お問合わせ先】

中小企業庁取引課 TEL:03-3501-1669
各経済産業局中小企業課



取引・官公需支援

検索

(2) 『新しい取引先を開拓したい』

下請取引あっせん事業

中小企業・小規模事業者の新たな取引先の開拓を支援するために、下請取引のあっせんを行います。

【下請取引あっせん】

各都道府県中小企業支援センターの職員等が、県内外において、自社の希望する業種、設備、技術などの条件に合った取引先をあっせんします。

発注または受注を希望する企業は、都道府県中小企業支援センターに登録して下さい。都道府県中小企業支援センターから受・発注情報等を提供し、取引先を紹介いたします。

（登録料・紹介料は無料）



中小企業支援センター

検索

13

4. 資金繰りに関する支援

(1) 『一時的に業況が悪化しているので融資を受けたい』

セーフティネット貸付制度

一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

【対象となる方】

社会的、経済的環境の変化（最低賃金引き上げなど）の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているが中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方

（注）利益が増加していても経常損失が生じる等、一定の要件を満たす場合は対象となります。また、特別相談窓口に係る事案で本貸付の申し込みをされた場合には、一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している場合や、そのおそれがある場合にも対象となります。

【支援内容】

■貸付限度額

日本政策金融公庫中小企業事業：7億2,000万円

日本政策金融公庫国民生活事業：4,800万円

■貸付利率：基準利率

※基準利率（平成31年4月1日時点。貸付期間5年の場合。）

中小企業事業1.11%、国民生活事業1.91%

■貸付期間：設備資金15年以内（うち据置期間3年以内）

運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）

【お問合せ先】

日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795



セーフティネット貸付

検索

4. 資金繰りに関する支援

(2) 【小規模事業者向けの融資制度を知りたい】

小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

【対象となる方】

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人）以下の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けていること
- 所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を原則として完納していること
- 原則として同一の商工会等の地区内で1年以上事業を行っていること
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

【支援内容】

通常枠

- 対象資金：設備資金、運転資金
- 貸付限度額：2,000万円（1,500万円超の貸付を受けるには、貸付前に事業計画を作成し、貸付後に残高が1,500万円以下になるまで、経営指導員による実地訪問を半年毎に1回受けていただく必要があります。）
- 貸付利率：平成31年4月1日現在 1.21%（※）
※日本政策金融公庫の経営改善利率。利率は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。
- 貸付期間：設備資金10年以内（据置期間は2年以内）
運転資金7年以内（据置期間は1年以内）
- 貸付条件：無担保・無保証人

東日本大震災対応特枠、平成28年熊本地震対応特枠、平成30年7月豪雨対応特枠
東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨により直後又は間接被害を受けた小規模事業者の方は、通常枠と別枠の貸付限度額と、更なる金利引き下げ措置を利用することができます。

【ご利用方法】

- 主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。
- 申込みを受け付けた商工会・商工会議所において審査し、日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- 日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。
（注）沖縄県については、紙面中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

【お問合せ先】

- 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
（商工会については、全国商工会連合会 URL：<http://www.shokokai.or.jp/>）
（商工会議所については、日本商工会議所 URL：<http://www.jcci.or.jp/>）
- 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

5. その他、雇用に関する支援

(1) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』

建設事業主等に対する助成金

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金を支給します。

【対象となる方】

「建設の事業」の雇用保険料の適用を受ける中小建設事業主等であって、以下の1～3の助成金(コース)ごとに定められる要件に該当するもの。

1. 人材開発支援助成金
 - ①建設労働者認定訓練コース
 - ②建設労働者技能実習コース
2. 人材確保等支援助成金
 - ①雇用管理制度助成コース(建設分野)
 - ②若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)
 - ③作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)
3. トライアル雇用助成金 若年・女性建設労働者トライアルコース

【支援内容】 ※上記1. 人材開発支援助成金のうち ②建設労働者技能実習コースについて

キャリアに応じた技能実習(※)を実施した場合に、下記の助成を行います。

- (※)対象となる技能実習：
○安衛法による教習、技能講習、特別教育
○能開法による技能検定試験のための事前講習
○建設業法施行規則による登録基幹技能者講習など

<助成率・額>

労働者数20人以下の 事業主	経費助成 90%(75%) 賃金助成 9,600<10,360>円/日(7,600<8,360>円/日)
労働者数21人以上の 事業主	経費助成 35歳未満 85%(70%)、 35歳以上 60%(45%) 賃金助成 8,400<9,065>円/日(6,650<7,315>円/日)

注1:生産性要件を満たさなかった場合、()内の助成額(率)となります。

生産性要件を満たした場合の助成については、事業主が訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性を向上させた場合(伸び率が6%以上)にのみ支給されます。

注2:受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者であった場合、< >内の助成額となります。

注3:中小以外の建設事業主や建設事業主団体も対象となります。

【お問合せ先】

支給手續のご相談は最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。



建設事業主等に対する助成金

検索

5. その他、雇用に関する支援

(2) 『従業員の処遇や職場環境の改善を図るための支援策を知りたい』

人材確保等支援助成金

(雇用管理制度助成コース、介護福祉機器助成コース、
介護・保育労働者雇用管理制度助成コース、働き方改革支援コース)

事業主が、従業員の処遇や労働環境の改善に向けた「魅力ある職場づくり」(雇用管理制度の導入、介護福祉機器の導入、介護/保育事業主による賃金制度の整備、働き方改革に取り組むための人材確保)を行う場合に、助成金を支給します。

【対象となる方】

- (1)雇用管理制度を導入し、従業員の離職率の低下に取り組む事業主(介護/保育事業主を含む。)
- (2)介護福祉機器の導入を通じて、労働者の離職率の低下に取り組む介護事業主
- (3)賃金制度の整備を通じて、労働者の離職率の低下に取り組む介護/保育事業主
- (4)時間外労働等改善助成金(時間外労働上限設定コース、勤務間インターバル導入コース、職場意識改善コース)の支給を受けた事業主であって、新たに労働者を雇い入れ、雇用管理改善(人員配置の変更、労働者の負担軽減等)に1年間取り組む中小企業事業主。

【支援内容】

導入した制度等に応じて、以下の金額が支給されます。

1. 雇用管理制度助成コース

評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度及び短時間正社員制度(保育事業主のみ)を新たに導入し、対象労働者全員に対して実施することにより、離職率の低下目標を達成した場合、目標達成助成として57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)を助成。

2. 介護福祉機器助成コース

介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、介護福祉機器を新たに導入し、労働環境の改善がみられた場合、機器導入助成として導入費用の25%(上限150万円)を助成。さらに離職率の低下目標を達成した場合、目標達成助成として導入費用の20%(生産性要件を満たした場合は35%(上限150万円))を助成。

3. 介護/保育労働者雇用管理制度助成コース

介護/保育事業主が、労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備(職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるものの整備)を行った場合、制度整備助成として50万円を助成。さらに離職率の低下目標を達成した場合、目標達成助成として、計画期間終了1年経過後に57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)を、計画期間終了3年経過後に85.5万円(生産性要件を満たした場合は108万円)を助成。

4. 働き方改革支援コース

計画開始日から1年経過後に、雇入れた労働者一人当たり60万円(短時間労働者の場合40万円)助成(※10名までの人員増を上限とする。)。計画開始日から3年経過後に、生産性要件を満たした場合、追加的に労働者一人あたり15万円(短時間労働者の場合は10万円)助成。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



人材確保等支援助成金

検索



5. その他、雇用に関する支援

(3) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』

地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域の求職者等を雇い入れた場合に活用できる助成制度があります。

【対象となる方】

雇用情勢が厳しい地域等で、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。対象地域は下記URLをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiki_koyou.html

【支援内容】

上記の要件を満たす事業主に対して、事業所の設置等費用と雇入れにより増加した労働者数に応じて助成(1年ごとに3回支給)。

(単位：万円)

設置・整備に 要した費用	対象労働者の増加数(()内は創業の場合のみ適用)			
	3(2)~4人	5~9人	10~19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	48/60 (50)	76/96 (80)	143/180 (150)	285/360 (300)
1,000万円以上 3,000万円未満	57/72 (60)	95/120 (100)	190/240 (200)	380/480 (400)
3,000万円以上 5,000万円未満	86/108 (90)	143/180 (150)	285/360 (300)	570/720 (600)
5,000万円以上	114/144 (120)	190/240 (200)	380/480 (400)	760/960 (800)

※1 表に定める額は、左側が基本額、右側が生産性の向上が認められた場合に支給する額。生産性の向上の判定方法については、下記URLを参照。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

※2 中小企業事業主の場合は、初回の支給時にこれらの額の1/2の額を上乗せ。ただし、創業の場合はこれにかかわらず、労働者の増加数2名から対象とするとともに、初回の支給時に()内の額の倍額を支給。

※3 地域活性化雇用創造プロジェクトに参画する事業主の場合は、初回の支給時に対象労働者1人当たり50万円を上乗せ。

※4 対象労働者の増加数が100人以上かつ設置・整備に要した費用が50億円以上で、大規模雇用開発計画を提出した事業主の場合は、※1~3にかかわらず、支給要件に応じて0.95億円~2.4億円を助成。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。



地域雇用開発助成金

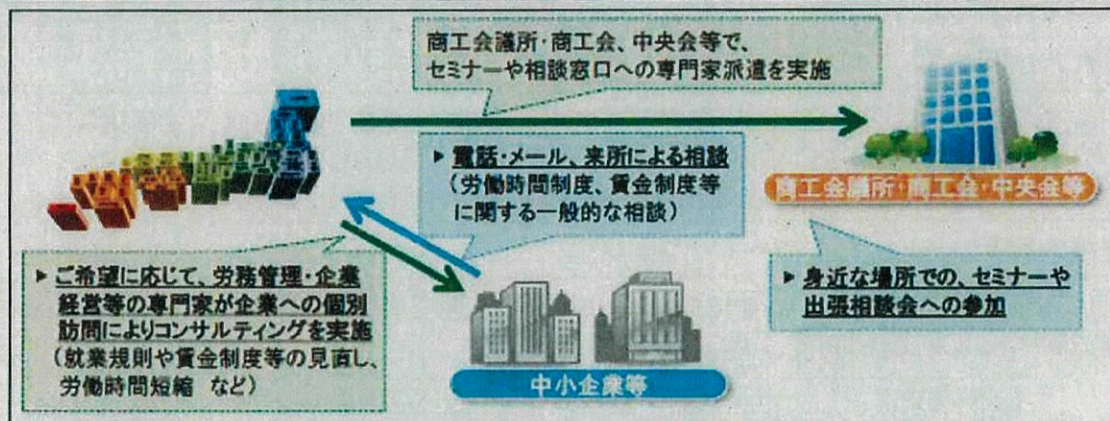
検索

6. 相談窓口・各種ガイドライン

(1) 『専門家へ相談したい』

働き方改革推進支援センター

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談に対して、経営・労務管理の専門家による無料相談と専門家派遣を行います。



【お問合せ先】

全国の働き方改革推進支援センター

特別相談窓口の設置

生産性向上等に向けた検討を行っている中小企業・小規模事業者や、賃金引上げによって資金繰りに影響を受ける中小企業・小規模事業者からの相談を受け付けます。

①生産性向上等に関する相談

全国の商工会議所、商工会（各都道府県商工会連合会）、各都道府県中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会、全国のよろず支援拠点、中小企業基盤整備機構地域本部及び各地方経済産業局に相談窓口を設置し、生産性向上等に係る相談を受け付けます。生産性向上等について検討を行っている方など、お気軽にご活用ください。

②金融面に関する相談

全国の日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工中金及び信用保証協会に相談窓口を設置し、賃金引上げによって資金繰りに影響を受ける中小企業・小規模事業者からの相談を受け付けます。従業員への賃金引上げによって資金繰りにお困りの方など、お気軽にご活用ください。

【お問合せ先】

- ・全国の商工会議所 ・各都道府県商工会連合会
- ・各都道府県中小企業団体中央会 ・全国商店街振興組合連合会
- ・全国のよろず支援拠点 ・中小企業基盤整備機構地域本部
- ・各地方経済産業局
- ・日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
- ・商工組合中央金庫の本支店 ・各信用保証協会

最低賃金 特別相談窓口

検索

6. 相談窓口・各種ガイドライン

よろず支援拠点

地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える売上げ拡大や経営改善等の経営課題に対して、ワンストップで対応する各都道府県に1箇所ずつ整備される拠点。

【対象となる方】

商品が売れないなど売上が低迷して困っている、資金繰りが厳しくコスト削減したいがよく分からない、など様々な経営上の悩みを抱えておられる中小企業・小規模事業者、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方。

【よろず支援拠点の概要】

- ①どこに相談すべきかわからない事業者が、電話や訪問によって無料で気軽に相談できる窓口
 - ②売上拡大等のための解決策を提案する
※新商品のアイデア、パッケージなどの新デザイン、インターネット販売立ち上げなど
 - ③経営改善策を提案し、専門家チームを編成して助言
 - ④相談内容に応じた適切な相談機関の紹介
- 各よろず支援拠点には、10～20名の専門家を配置。経営コンサルティングに加え、ITやデザイン、知的財産など様々な専門分野に関する経営相談に対応

【お問合せ先】

各都道府県のよろず支援拠点



よろず支援拠点

検索

下請かけこみ寺

中小企業・小規模事業者が抱える、取引に関するさまざまな悩みに対し、親身に対応し、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施します。

全国48箇所（各都道府県及び本部）に下請かけこみ寺を設置しています。

下請かけこみ寺では、以下の取組を行っています。

①各種相談への対応

中小企業・小規模事業者の取引問題に関するさまざまなご相談に、下請代金支払遅延等防止法や中小企業の取引問題に知見を有する相談員等が親身にお話しを伺い、アドバイス等を無料で行います。

また、弁護士による無料相談も実施しています。

②迅速な紛争解決

中小企業・小規模事業者が抱える取引に係る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、裁判外紛争解決手続（ADR）を用いて、全国の登録弁護士等が中小企業・小規模事業者の身近なところで調停手続等を行います（費用は無料）。

【お問合せ先】

- ・（公財）全国中小企業取引振興協会
電話：03-5541-6655
- ・各都道府県の下請かけこみ寺



下請かけこみ寺

検索

6. 相談窓口・各種ガイドライン

(2) 『中小企業経営に関する総合的な情報を入手したい』

支援ポータルサイト「ミラサポ」

中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイト「ミラサポ」において、国や公的機関の支援情報・支援施策をわかりやすく提供します。また、経営の悩みに対する先輩経営者や専門家との情報交換の場についても提供しています。

- ① 国や公的機関の支援施策・支援情報をわかりやすく提供します。メールマガジンも配信していますので、ご活用下さい。また、一部の補助金については電子申請機能も活用できます。
- ② 創業、海外展開などテーマ別に、先輩経営者や専門家との情報交換ができる場(コミュニティ)を提供します。ユーザーが自らの課題に応じて、新たなコミュニティを作ることができます。
- ③ 分野ごとの専門家のデータベースを整備し、ユーザーが自らの課題に応じた専門家を選んで、コミュニティ上で情報交換したり、支援機関を通じて派遣を受けたりできます(3回まで無料)。

Q 検索

(3) 『経営の向上のための各種ガイドラインを知りたい』

下請適正取引等の推進のためのガイドライン

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン(下請ガイドライン)を策定しています。

Q 検索

中小企業の会計

「中小企業の会計に関する基本要領」や「中小企業の会計に関する指針」に拠った財務諸表の作成を促進し、財務諸表の質の向上をお手伝いします。

Q 検索

中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン

売上げ向上や業務の効率化を実現する10項目の手法と、取組事例を紹介します。



Q 検索

岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書等

① 「岡山県最低賃金」の改正に関する意見書

労働組合 岡山マスカットユニオン 執行委員長

② 岡山地方最低賃金審議会への意見書

岡山県労働組合会議 議長

(岡山地方の最低賃金を直ちに1,000円以上へ引き上げ、早期に
1,500円の実現を求める要請署名:4,335筆)

岡山県労働組合会議パート・臨時労組連絡会提出

③ 岡山地方最低賃金審議会への意見書

岡山医療生協労働組合 中央執行委員長

④ 岡山地方最低賃金審議会への意見書

生協労組おかやま 委員長

⑤ 岡山地方最低賃金審議会への意見書

倉敷医療生協労働組合 パート部

「岡山県最低賃金」の改正に関する意見書

岡山市北区岩田町6-11
労働組合 岡山マスカットユニオン
執行委員長

私たちは岡山地方最低賃金審議会に対して以下の要求を提起します。

- 1:早急に最低賃金時給「1500円」以上とすること。且つその金額が、税および社会保険料などの公課を控除してもなお「1200円」以上であること。
- 2:いわゆる「非正規」雇用、短期雇用といった、雇用の不安定な労働者については、労働時間を短く抑えられていることが多いので、生活安定のため早急に最低賃金を1よりも大幅に高い水準とすること。
- 3:岡山県内に避難してきている東日本大震災被災者および、西日本大水害によって生活基盤を破壊された被災者については、期間の定めのない直接雇用をされるまでの間、最低賃金を1よりも大幅に高い水準とする措置を行うこと。
- 4:岡山県内で勤務する「コロナ」によって影響を受けている、あるいは、受けるであろう職種、職場の労働者に対して(いわゆるフリーランスと言われる層も含め)、「危険手当」、収入減少および失業への「備え」の意味においても、最低賃金を1よりも大幅に高い水準とする措置を行うこと。
- 5:最低賃金審議会については早急に、専門部会も含めた審議の全面公開、公聴会の開催、議事録の全面公開など、開かれた運営方法に改める措置を早急に実現すること。
- 6:審議会の本審省略は行わず、十分に時間をかけた審議を行うこと。
- 7:「ワーキングプア」とよばれる層の労働者と関わる機会が比較的多い合同・一般労組の代表者を、労働者代表委員に選任・補任する措置を早急に実現すること。
- 8:できるだけ早く、1から6の方向で(最低賃金の水準維持を目的とした雇用助成金制度の創設と一体で)全国全産業一律の新しい最低賃金制を確立するように、厚生労働省および中央最低賃金審議会に要請すること。

理由

- 1:憲法25条で定められた「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」とは、労働者がただ単に「飢えて死なない」最低限度であればよいのではなく、家族や友人と「ささやかなぜいたく」を楽しむことのできる生活基盤としての賃金の水準が保障されるという意味である。
- 2:多くの労働者が、外注化・「非正規」職化、リーマン・ショック、「コロナ」以後の世界大不況、東日本大震災、西日本大水害に伴う解雇、失業、生活基盤喪失などによって不安定な立場になりつつあるなか、現在の最低賃金の水準ではとうてい安心して暮らすことができず、政府による公的支援がまったく不足している現状のなか、現行の「最定賃金」を上回っていても「最低限度の生活」はできないのが、日本社会の実情であること。
- 3:企業に対しては既に様々な助成金制度があるのに、最低賃金を明確に底上げする為の制度はないこと。
- 4:最低賃金の水準が低いままに抑え込まれていることが、年金・保険制度の空洞化、崩壊状態につながっていること。
- 5:今日、賃金は上昇しているようにも言われているが、「消費税10%」増税等による物価の上昇が目立ち、そもそも正規雇用自体が多くなく、派遣、契約社員などの非正規雇用が多い。最低賃金ギリギリの賃金水準は、非正規雇用の労働者に適用されることが多く、生活の安定をはかるには大幅な最低賃金の底上げこそが必要であること。

以上



2020年7月27日

岡山地方最低賃金審議会
会長 西田 和弘 様

岡山県労働組合会議
議長

岡山地方最低賃金審議会への意見書

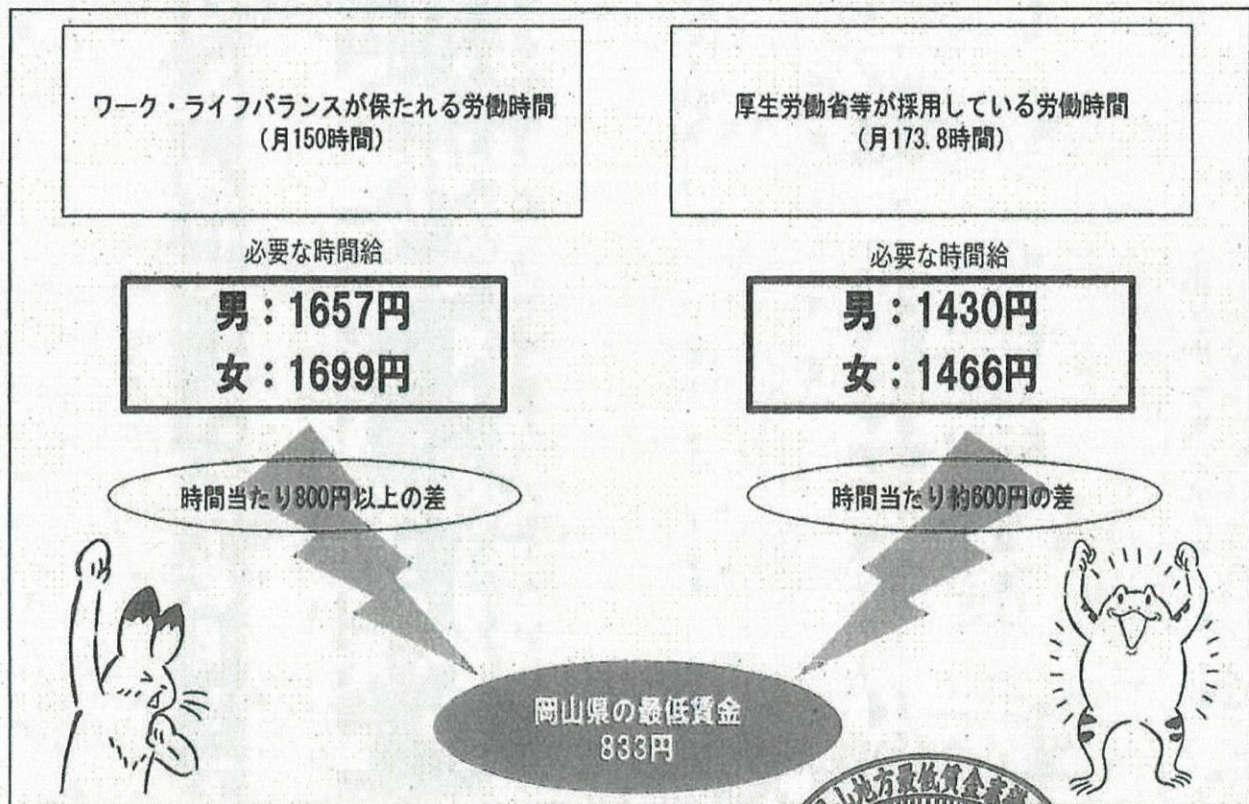
働く者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展のためにご尽力いただいている委員のみなさまに敬意を表します。今年度の岡山地方最低賃金改定に向けて、岡山県労働組合会議としての意見を述べさせていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染拡大による経済の危機は、新自由主義型の経済政策が進められ、労働者や中小企業への対策が後回しにされ、大企業や株主の利益ばかりが優先されてきたことにより、日本の経済基盤が脆弱になっていたことによってもたらされたものだと考えられます。

今必要なのは、国民経済の底上げを図る構造的な変革です。雇用の安定を図り、最低賃金を引き上げ、非正規雇用労働者の労働条件の引き上げ、消費税の税率引き下げ、中小企業への大胆な財政支出などによって、経済の循環を国民全体に広げることが、経済危機を回避し、持続可能な経済発展を実現する道です。

リーマンショックの際、欧米各国は労働者の賃金を引き上げ、内需を拡大することで危機を乗り切りました。しかし、先進国の中で日本だけが必要な労働政策や内需拡大政策を行いませんでした。その結果、生じたのが派遣切りであり、貧困と格差の拡大でした。過去の誤りを繰り返してはなりません。最低賃金の改定にあたり、コロナ禍で誰一人とり残さないための意思決定をお願いします。

(図1) 岡山県最低生計費試算調査の結果



1. 岡山県最低生計費試算調査の結果から

(1) 岡山で普通の生活をするには1,657円以上が必要

岡山県労働組合会議は、2月～6月にかけて最低生計費試算調査にとりくみました。調査には、3,675人が回答（回収率約18%）しました。調査は主に岡山県労働組合会議に加盟する各単産の労働者を対象に、生活のパターンを調べる「生活実態調査」及び持ち物をどれくらい所有しているのかを調べる「持ち物財調査」を実施し、その結果をもとに生活に必要な費用を一つひとつ丁寧に積み上げる「マーケット・バスケット方式」により、ふつうに暮らすために必要な費用を算定しました。

今回は、10～30代の一人暮らしの若者（265人分）のデータの分析結果にもとづいて意見を述べます。岡山市内で若者が普通の暮らしをするためには、男性＝月額248,511円、女性＝月額254,812円（ともに税・社会保険料込み。年収にして約300万円）が必要であることが分かりました。（図2参照）

中央最低賃金審議会で用いる労働時間（月173.8時間）で時間給換算すると、男性＝1,430円、女性＝1,466円となります。しかし、この労働時間は休みなく働いていることを前提とした理論値であり、非現実的な働き方です。ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働時間（月150時間）で時間給換算すると、男性で1,657円、女性で1,699円となります。（図1参照）

(図2) 岡山県最低生計費試算調査の結果総括

試算総括		男	女
消費支出		180,404	186,105
最低生計費	税等抜き月額	198,404	204,705
	税等込み月額	248,511	254,812
	税等込み年額	2,982,132	3,057,744
必要最低賃金額（173.8時間換算）		1,430	1,466
必要最低賃金額（150時間換算）		1,657	1,699

(2) 最低賃金は全国一律に

今回のコロナ禍により、短期間で生活困窮に追い込まれてしまう労働者が続出したのは、ふだんから「健康で文化的な最低限度の生活」（＝普通の生活）が保障されていなかったことが原因です。ある程度ゆとりがあれば、たとえ数か月間無給であっても持ちこたえることができたはずですが、さらに、感染リスクが高い地域の多くは人口密集地です。地域別最低賃金制度が格差を生み出し、地方から大都市への人口流出を招き、東京などの「密」をつくりだしたと言っても過言ではありません。

(図3)は2015年から2019年にかけて全労連が実施した最低生計費調査の結果を含めて比較したものです。最も高い静岡県静岡市の最低生計費のほぼ9割の範囲内に、今回の岡山県岡山市も含めて全国の最低生計費が収まっています。このことは、最低生計費が全国どこでも同水準であることを示しています。

地域別最低賃金制度は1976年にスタートし、都道府県別にAランクからDランクまでバラバラに設定されています。このように地域別に定められたのは、「大都市は地方より物価が高い」という

常識が根拠のひとつとなっています。しかし、私たちがこれまでに全国 18 都道府県で実施した最低生計費試算調査の結果はこの常識は否定しています。

これまでに調査を行った 18 都道府県の全てで 1 ヶ月の生計費は 18 万～19 万円が必要との結果です。この調査からは、現行の最低賃金額では「健康で文化的な生活を送ることが到底難しいこと」、さらに「最低生計費は全国どこでもそれほど差がないこと」が明らかであり、最低賃金は全国一律で 1,500 円以上に引き上げるべきと結論付けることができます。

(図 3) 各地の最低生計費および最低賃金額の比較表

	1 か月分の生計費 (税等抜き)	静岡=100 とした ときの最低生計費 の比較	2020 年度 最低賃金額	東京都(1013 円) =100 としたときの 最低賃金比較
北海道札幌市	180,105	90.1	861	85
青森県青森市	178,789	89.4	790	78
秋田県秋田市	179,516	89.8	790	78
岩手県盛岡市	191,297	95.6	790	78
山形県山形市	182,917	91.5	790	78
宮城県仙台市	183,716	91.9	824	81.3
福島県福島市	184,652	92.3	798	78.8
東京都北区	197,704	98.9	1013	100
埼玉県さいたま市	190,824	95.4	926	91.4
新潟県新潟市	194,718	97.4	830	81.9
静岡県静岡市	199,997	100	885	87.4
愛知県名古屋	179,383	89.7	926	91.4
京都府京都市	196,190	98.1	909	89.7
岡山県岡山市	198,404	99.2	833	82.2
山口県山口市	192,273	96.1	829	81.8
福岡県福岡市	177,760	88.9	841	83
長崎県長崎市	181,137	90.6	790	78
佐賀県佐賀市	195,927	98	790	78
鹿児島県鹿児島市	194,443	97.2	790	78

2. 最低賃金引き上げに伴う支援策の拡充を

感染拡大を防ぐため活躍しているエッセンシャル・ワークの労働現場では、その多くを低賃金の非正規雇用労働者が支えています。これらの人々と産業を支え、日本経済の持続的発展と国民の健康を守るためには最低賃金を引き上げることが必要です。

これらの非正規雇用労働者は、契約終了などによる雇用の喪失の恐怖と、蓄えがないうえに収入の道が断たれる危惧、さらに自らも新型コロナウイルスに感染しかねない恐怖とたたかっています。

最低賃金を円滑に引き上げるためには中小企業支援策が不可欠です。しかし、現在の中小企業支

援策はあまりに不十分です。

フランスは社会保険料の事業主負担軽減などで2兆2800億円、韓国は人件費支援などに9,800億円を支給していますが、日本の執行額は87億円と極めて低額です。そのうえ、生産性向上が必要条件とされるため企業からは、「わずかな補助金のために労力をかけられない」「いつまで続くかわからない補助金を当てにできない」など現在の業務改善助成制度は使いづらいという声があがっています。

生産性向上を条件として付けることはやめ、労働者の生活を守るという視点から、最低賃金引き上げに伴い、直接的な資金助成や融資、社会保険料・雇用保険料の援助策を実施することを求めます。今すぐ最低賃金を時間給1,000円に引き上げ、生活条件を下支えすることで労働者は安心して働き生活することができ、企業側にとってもより質の高い仕事を実現していくことにつながります。

最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制度の確立は、日本経済の回復に欠かせません。これによって、地域経済が活性化し、日本経済の持続的発展が可能です。

岡山地方最低賃金審議会として、「全国一律制度への移行」を議論していただき、中央最低賃金審議会への働きかけを行ってください。そして、「今すぐ時間給1000円」を実現してください。

以上

2020年7月20日

岡山地方最低賃金審議会
会長 西田 和弘 様

岡山医療生協労働組合
中央執行委員長

岡山地方最低賃金審議会への意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護現場では、看護師はじめ国家資格等のライセンスをもつ労働者が多数いるにもかかわらず、非常に低い賃金水準におさえられています。厚生労働省の2019年度賃金構造基本統計調査によれば、医師を除く医療産業の所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で7,378円も低い実態にあり、更に介護職では所定内賃金平均は78,224円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。仕事にみあわない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。

また、私たち医療・介護労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。ところが、診療報酬、介護報酬が全国一律であるにもかかわらず、見事に、地域別最賃に引っ張られた賃金格差となっています(グラフ参照)。同じ資格で同じ診療・介護報酬で働いているにもかかわらず、地域別最賃が低ければ、つられて賃金が引き下げられてしまうことは納得がいきません。

さらに、医療・福祉産業に従事する労働者は800万人超とされていますが、非正規雇用労働者が増加しているのが特徴です。医療の施設では3割以上が、介護施設では5割以上、在宅介護に関しては約9割が非正規雇用労働者です。とりわけ、介護職の中でも特に低処遇となっている、月契約ヘルパーの時給について述べたいと思います。

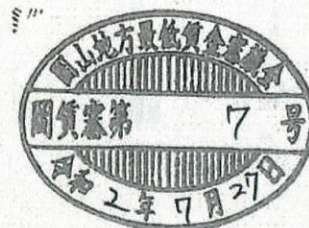
岡山医療生協で働く月契約ヘルパーの最低時給は940円です。援助内容によって時給が変動するため一概には言えませんが、940円の中には15分間の移動時間分の時給208円が含まれており、実際には時給732円です。さらに、総合事業による訪問サービスでは、45分間分の時給しか払われません。このような低賃金が、介護者不足の原因となっていることは言うまでもありません。

また、この間のコロナ感染症の対応では、感染者・濃厚接触者であっても介護を提供し続けるように求められています。先にも述べましたが、介護職は、全産業平均に比べて月額で78,224円も低いのです。コロナ禍の介護の最前線ではたらくのは、人材不足・低賃金のヘルパーさんたちです。

このような低賃金実態を放置したままでは、国民の要求に応える医療・介護の提供の実現は、到底、困難といわざるをえません。

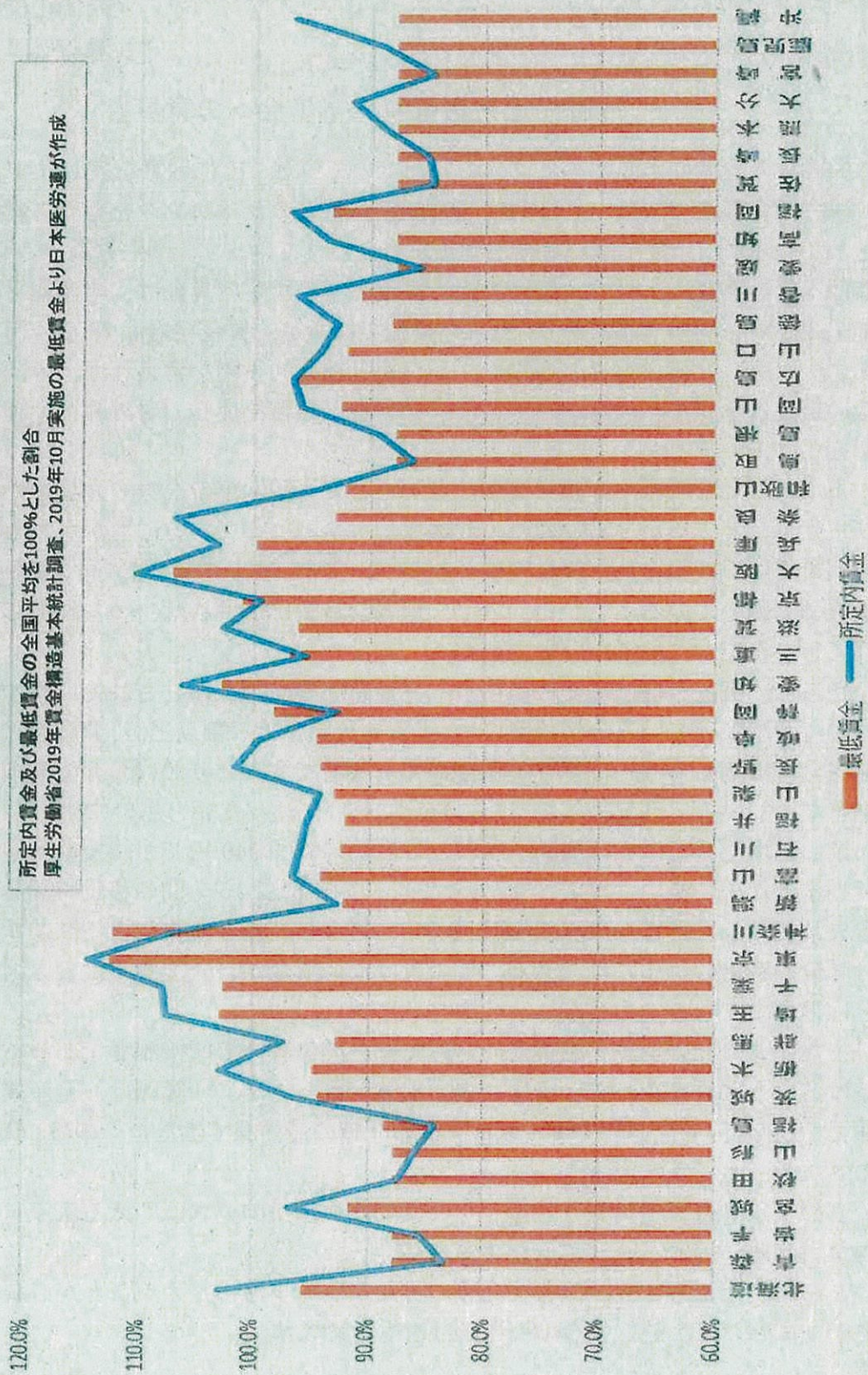
こんな時だからこそ、医療・介護の供給体制を早急に整えることが必要です。そのための手立てとして、最低賃金の引き上げをもとめます。

以上



医療・福祉業の所定内賃金と地域別最低賃金の関係(2020年度)

所定内賃金及び最低賃金の全国平均を100%とした割合
厚生労働省2019年賃金構造基本統計調査、2019年10月実施の最低賃金より日本医労連が作成



<参考>

2018年7月27日

岡山地方最低賃金審議会
会長 西田 和弘 様

生協労組おかやま
委員長

岡山地方最低賃金審議会への意見書

働く者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展のためにご尽力いただいている委員のみなさまに敬意を表します。今年度の岡山地方最低賃金改定に向けて、生協労組おかやまとしての意見を述べさせていただきます。

1. 岡山県の最低賃金を今すぐ1000円以上に引き上げること

今や非正規労働者は全労働者の4割にも達しています。おかやまコープの職場でも正規の仕事が非正規に置き換えられ正規は全職員の2割に過ぎず、非正規労働者が事業にとって欠かせない存在となっています。しかし日本には同じ仕事をするなら同じ賃金にするという均等待遇の法律が整備されていないため、非正規労働者は地方最賃に張り付いた低賃金のままです。秋の最低賃金の引上げが唯一の賃金底上げになっている労働者が多数を占めています。

パートタイム労働者は低賃金・短時間契約のため、生計費を稼ぐためには長時間働かなくてはなりません。そのためダブルワークやトリプルワークをしている仲間がいます。仕事の掛け持ちで長時間労働をする仲間は、健康や将来への不安を抱えながらも休むに休めない働き方になっています。

トリプルワークをして子育てをしたシングルの仲間は「夜も子どもを家に残して働いた。子育て中は子どもに色々な我慢をさせ続けた」と訴えます。最賃の低さは労働者からお金だけでなくゆとりの時間をも奪っています。今の岡山の最賃833円はフルタイムで働いたとしても年収200万円以下のワーキングプアと言われる貧困ラインです。これでは1人でも人間らしい暮らしが出来ないことは明らかです。たとえ1000円になっても年収200万円程にしかなりません。最低賃金1000円は命をつなぎ消費を促します。是非とも今すぐ1000円への引き上げを審議していただきたいと思います。

2. 全国一律最賃制度を確立すること

私達の上部団体である、全国労働組合総連合（全労連）は18の都市で最低生計費調査に取り組みました。その調査から、全国どこで暮らしても生活に必要な費用はほぼ同じで、25歳独身単身者が自立した暮らしをするためには、時給1500円以上年収300万円は必要だという結果が出ています。岡山県でも初めて最低生計費試算調査に取り組みました。10～30代独身単身者265人のアンケートを元に、岡山市でふつうの暮らしをするには時給1657円以上が必要との結果が出されました。これは決して贅沢な暮らしではありません。車は中古の軽自動車、34,000円のアパート、家電は量販店の最低価格帯で購入、1食400円の昼食、2ヵ月に3回の飲み会（1回3500円）等ささやかな暮らしを実現するための時給です。暮す場所により賃金が違うことは格差です。憲法が補償する健康で文化的な暮らしを実現するためには、全国一律最賃制度が欠かせません。全国一律最賃制度は地元で暮らす条件になると街頭アンケートでも声が寄せられています。今こそ都市部への人口集中を減らし、地方で暮らしが成り立つ賃金を補償することで地方の経済を活性化させることが必要です。全国一律最賃制度の実現に向けて議論をお願いします。



2020年7月20日

岡山地方最低賃金審議会
会長 西田 和宏 様

倉敷医療生協労働組合
パート部

岡山地方最低賃金審議会への意見書

働く者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展のためにご尽力いただいている委員のみなさまに敬意を表します。今年度の岡山地方最低賃金改定に向けて、岡山県労働組合会議としての意見を述べさせていただきます。

私は現在パート労働者として30年余り、医療の現場で働いています。今回の新型コロナウイルスの感染拡大により、日々命の危険と隣り合わせで働いています。

パート労働者の時給は決してそれに見合ったものではありません。

自分の生活または家族の生活を支える時給（賃金）にするには最低賃金の大幅引き上げで底上げすることが重要です。

シングルで子供を抱えている介護職の人はダブルワークをしないと生活出来ないのが現実にあります。

パート労働者の生活を守るため、健康で文化的な生活を送るため、最低賃金アップを訴えます。





採用募集情報 | ENGLISH | サイト内検索

サービス | 信用調査とは | 倒産情報 | 景気業界動向 | 講座 | ビッグデータ分析 | 会社案内 | 会員制サイトログイン

新型コロナウイルス関連倒産

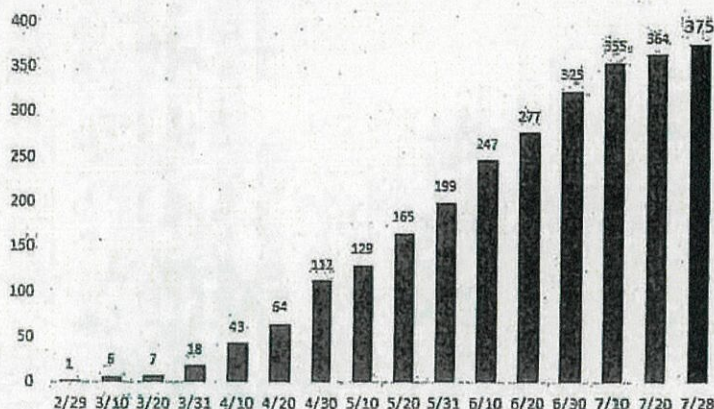
TOP > 新型コロナウイルス関連倒産

2020/7/28

新型コロナウイルス関連倒産

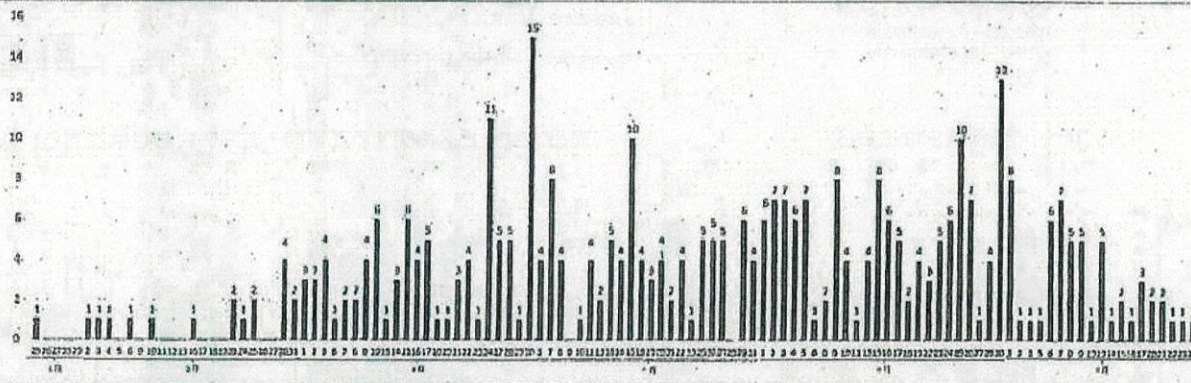
- ・「新型コロナウイルス関連倒産」(法人および個人事業主)は、全国に375件判明(7月28日16時現在)
- ・法的整理301件(破産272件、民事再生法29件)、事業停止74件
- ・業種別上位は「飲食店」(52件)、「ホテル・旅館」(46件)、「アパレル・雑貨小売店」「食品卸」(各24件)、「食品製造」(19件)など

新型コロナウイルス関連倒産の発生累計件数



事業停止後に法的整理に移行した場合は法的整理日でカウント

新型コロナウイルス関連倒産発生日別分布



事業停止日または法的整理日でカウント(事業停止後に法的整理に移行した場合は法的整理日でカウント)

「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」 (岡山労働局)における相談状況

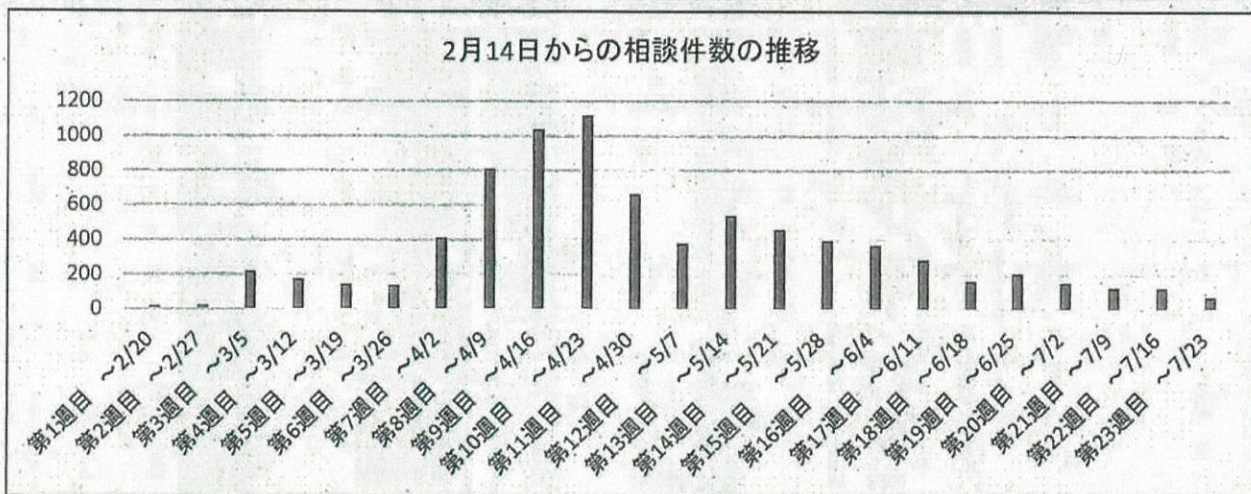
7月23日 現在

		累計
相談者数	合計	8,018
	労働者	1,500
	労働者の家族や知人	94
	事業主	4,746
	社会保険労務士	1,062
	地方公共団体	28
	商工会議所	22
	その他	566
	合計	8,259
相談内容	① 解雇・雇止め	639
	② 休業	908
	③ 雇用調整助成金	5,296
	④ 雇用保険	49
	⑤ 賃金	245
	⑥ 労働時間	97
	⑦ 休暇	116
	⑧ 就業規則	8
	⑨ 安全衛生	118
	⑩ 労災補償	8
	⑪ 保護者の休暇取得支援(助成金)	304
	⑫ 内定取消し	16
	⑬ 労働保険料の申告・納付	0
	⑭ その他	455
業種	合計	8,018
	① 道路旅客運送業	148
	② 道路貨物運送業	162
	③ 宿泊業	180
	④ 飲食業	485
	⑤ 旅行業	87
	⑥ 製造業	745
	⑦ 労働者派遣業	252
	⑧ 医療、福祉	285
	⑨ 卸売業、小売業	305
	⑩ 建物サービス業	43
⑪ その他	5,326	

2/14からの相談件数の推移	
第1週目 ~2/20	16
第2週目 ~2/27	21
第3週目 ~3/5	219
第4週目 ~3/12	173
第5週目 ~3/19	142
第6週目 ~3/26	139
第7週目 ~4/2	410
第8週目 ~4/9	810
第9週目 ~4/16	1,038
第10週目 ~4/23	1,116
第11週目 ~4/30	667
第12週目 ~5/7	381
第13週目 ~5/14	541
第14週目 ~5/21	458
第15週目 ~5/28	397
第16週目 ~6/4	370
第17週目 ~6/11	282
第18週目 ~6/18	163
第19週目 ~6/25	208
第20週目 ~7/2	153
第21週目 ~7/9	125
第22週目 ~7/16	120
第23週目 ~7/23	69

相談者の内訳	
事業主	61%
労働者や家族・知人	20%
社会保険労務士	13%

相談内容の内訳	
雇用調整助成金	64%
休業	11%
解雇・雇止め	8%
保護者の休暇取得支援(助成金)	4%



RESEARCH REPORT

Year	Q1	Q2	Q3	Q4	Total
1980	10	15	20	25	70
1981	12	18	22	28	80
1982	15	20	25	30	90
1983	18	22	28	35	103
1984	20	25	30	38	113
1985	22	28	32	40	122
1986	25	30	35	42	132
1987	28	32	38	45	143
1988	30	35	40	48	153
1989	32	38	42	50	162
1990	35	40	45	52	172
1991	38	42	48	55	183
1992	40	45	50	58	193
1993	42	48	52	60	202
1994	45	50	55	62	212
1995	48	52	58	65	223
1996	50	55	60	68	233
1997	52	58	62	70	242
1998	55	60	65	72	252
1999	58	62	68	75	263
2000	60	65	70	78	273
2001	62	68	72	80	282
2002	65	70	75	82	292
2003	68	72	78	85	303
2004	70	75	80	88	313
2005	72	78	82	90	322
2006	75	80	85	92	332
2007	78	82	88	95	343
2008	80	85	90	98	353
2009	82	88	92	100	362
2010	85	90	95	102	372
2011	88	92	98	105	383
2012	90	95	100	108	393
2013	92	98	102	110	402
2014	95	100	105	112	412
2015	98	102	108	115	423
2016	100	105	110	118	433
2017	102	108	112	120	442
2018	105	110	115	122	452
2019	108	112	118	125	463
2020	110	115	120	128	473
2021	112	118	122	130	482
2022	115	120	125	132	492
2023	118	122	128	135	503
2024	120	125	130	138	513
2025	122	128	132	140	522
2026	125	130	135	142	532
2027	128	132	138	145	543
2028	130	135	140	148	553
2029	132	138	142	150	562
2030	135	140	145	152	572

Source: Bureau of Economic Analysis

Year	Q1	Q2	Q3	Q4	Total
2020	110	115	120	128	473
2021	112	118	122	130	482
2022	115	120	125	132	492
2023	118	122	128	135	503
2024	120	125	130	138	513
2025	122	128	132	140	522
2026	125	130	135	142	532
2027	128	132	138	145	543
2028	130	135	140	148	553
2029	132	138	142	150	562
2030	135	140	145	152	572

「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」（岡山労働局）
における相談状況（内訳）

事由別	単位：件		
	4月	5月	6月
コロナ関連労働相談			
解雇・雇止	73	155	258
賃金	80	95	33
休業	384	235	103
雇調金	3,004	1,252	502
全体※	3,925	1,935	1,091

業種別	単位：件		
	4月	5月	6月
コロナ関連労働相談			
道路旅客運送業	43	24	28
道路貨物運送業	72	26	30
宿泊業	58	29	27
飲食業	282	73	42
旅行業	48	5	6
製造業	282	117	84
労働者派遣業	58	56	74
医療、福祉	114	102	21
卸売業、小売業	140	53	43
建物サービス業	22	7	8
その他	2,730	1,348	688
全体	3,849	1,840	1,051

中央最低賃金審議会第一回目安小委員会追加資料抜粋

(新型コロナウイルス感染症関係)

従業者規模別にみた休業者の動向

従業者規模別にみた休業者数(非農林業雇用者)

	2020年4月		2020年5月	
	非農林業 雇用者数	休業者 うち休業者	非農林業 雇用者数	休業者
計	5,272	473	5,279	325
1~4人	347	37	350	30
5~9人	386	37	386	22
10~29人	729	64	713	50
30~99人	878	83	880	56
100~499人	1,141	94	1,143	69
500~999人	423	38	421	26
1000人以上	1,367	122	1,387	71

	2020年4月		2020年5月	
	非農林業 雇用者数	休業者割合	非農林業 雇用者数	休業者割合
計	5,272	9.0	5,279	6.2
1~4人	347	10.7	350	8.6
5~9人	386	9.6	386	5.7
10~29人	729	8.8	713	7.0
30~99人	878	9.5	880	6.4
100~499人	1,141	8.2	1,143	6.0
500~999人	423	9.0	421	6.2
1000人以上	1,367	8.9	1,387	5.1

休業者数

	(前年同月差)				
	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月
計	4	16	24	347	217
1~4人	2	1	-2	26	21
5~9人	-4	0	1	26	14
10~29人	3	5	6	46	37
30~99人	4	4	7	66	40
100~499人	-2	4	5	67	47
500~999人	-2	-3	0	27	15
1000人以上	2	6	8	91	41

資料出所:総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

(注)計は、官公、従業者規模不詳を除いた数値。

倒産件数(産業別)

(単位: 件)

	令和2年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	773	651	740	743	314	780
農・林・漁・鉱業	13	8	8	6	7	16
建設業	119	118	142	111	49	109
製造業	85	88	92	99	52	81
卸売業	126	95	110	88	51	102
小売業	100	85	82	114	48	97
金融・保険業	0	1	4	4	1	8
不動産業	23	17	21	22	5	37
運輸業	28	23	11	21	12	22
情報通信業	14	20	40	23	5	30
サービス業他	282	260	219	253	83	278

前年同月比

(単位: %)

	令和2年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	19.1	10.7	11.8	15.2	-54.8	8.3
	180.0	100.0	28.3	0.0	75.0	166.7
	5.3	11.3	22.4	-4.3	-65.5	-18.0
	6.3	30.3	12.2	19.3	-34.2	-10.0
	51.8	28.4	8.9	15.8	-51.0	2.0
	0.0	16.4	-8.1	29.5	-51.0	-3.0
	-108.0	-	300.0	33.3	-50.0	166.7
	15.0	-19.0	10.5	4.8	-72.2	117.6
	27.3	39.3	-59.3	40.0	-50.0	-28.7
	-85.0	-31.0	48.1	21.1	-81.3	-3.2
	31.0	0.5	19.0	17.1	-82.9	24.1

資料出所: 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」より作成。

新型コロナウイルス関連倒産

(単位: 件)

令和2年						
1月	2月	3月	4月	5月	6月	
-	1	12	71	61	94	

資料出所: 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」より作成。

倒産件数(都道府県別)

(単位:件)

	令和2年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	773	651	740	743	314	780
北海道	21	16	18	25	10	21
青森	5	4	10	7	2	3
岩手	9	5	7	3	4	6
宮城	10	9	10	16	6	15
秋田	9	3	4	5	0	5
山形	10	2	1	2	1	2
福島	10	3	9	9	2	6
茨城	13	10	15	9	1	12
栃木	10	6	7	9	2	9
群馬	9	7	6	13	3	9
埼玉	27	30	45	31	7	30
千葉	28	28	22	17	10	14
東京	116	126	145	108	40	115
神奈川	53	29	34	32	27	41
新潟	6	6	12	10	7	5
富山	9	4	10	10	3	8
石川	8	8	4	5	4	7
福井	5	8	4	7	2	7
山梨	9	3	3	4	1	2
長野	8	0	3	9	6	10
岐阜	17	7	14	24	3	8
静岡	18	11	18	24	11	32
愛知	53	36	50	53	16	45
三重	11	9	4	7	3	4
滋賀	6	5	3	10	3	11
京都	27	17	19	20	5	20
大阪	112	96	92	88	44	147
兵庫	35	32	35	43	10	49
奈良	7	7	15	10	3	10
和歌山	0	12	6	7	6	11
鳥取	2	1	1	2	1	2
徳島	3	2	1	4	3	3
岡山	10	5	7	5	6	5
広島	11	22	18	23	7	18
山口	8	7	4	7	7	6
徳島	3	2	11	5	4	8
香川	9	7	5	4	4	2
愛媛	2	5	3	5	2	4
高知	5	3	2	0	1	3
福岡	37	22	26	26	11	28
佐賀	4	2	5	2	3	4
長崎	4	8	2	8	3	2
熊本	8	2	8	12	4	12
大分	4	4	4	5	7	5
宮崎	9	6	2	4	2	3
鹿児島	7	4	10	5	7	5
沖縄	1	4	5	2	0	1

前年同月比

(単位:%)

	令和2年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	16.1	10.7	11.8	15.2	-54.8	6.3
	31.3	0.0	-38.5	55.3	-56.5	-10.0
	400.0	33.3	150.0	600.0	-80.0	-50.0
	0.0	-16.7	40.0	200.0	0.0	100.0
	25.0	-35.7	42.9	60.0	-57.1	36.4
	500.0	0.0	0.0	150.0	-100.0	150.0
	300.0	-33.3	-85.7	0.0	-75.0	-80.0
	100.0	-57.1	28.5	200.0	-60.0	0.0
	16.2	11.1	128.8	-15.2	-83.3	0.0
	11.1	200.0	-35.4	50.0	-71.4	28.0
	12.5	16.7	-14.3	30.0	-72.7	0.0
	-3.6	38.4	275.0	0.0	-66.7	15.4
	7.7	55.6	-12.0	0.0	-92.4	-33.3
	-0.9	7.6	15.0	-11.5	-65.2	-19.0
	55.9	-23.7	-26.1	-31.9	-44.9	-4.7
	-14.3	-14.3	140.0	25.0	75.0	-54.5
	28.6	-50.0	150.0	150.0	-76.9	0.0
	-11.1	80.0	-20.0	-16.7	-42.9	0.0
	66.7	300.0	-	250.0	-60.0	0.0
	25.0	50.0	-25.0	33.3	-50.0	0.0
	-27.3	50.0	-62.5	28.6	50.0	233.3
	21.4	-30.0	75.0	118.2	-62.5	-11.1
	20.0	-8.3	50.0	41.2	-35.3	128.6
	15.2	-10.0	19.0	55.9	-64.4	-19.6
	175.0	200.0	33.3	-12.5	-50.0	-42.9
	50.0	0.0	-40.0	25.0	-62.5	57.1
	28.6	-5.6	-5.0	17.0	-68.8	17.6
	19.1	9.1	17.9	-1.1	-60.0	70.9
	-31.4	28.0	-25.5	15.2	-70.6	0.0
	16.7	-36.4	114.3	11.1	-62.5	42.9
	0.0	140.0	-14.3	16.7	20.0	37.5
	0.0	0.0	-50.0	-50.0	-	-50.0
	50.0	100.0	0.0	300.0	-66.7	-57.1
	66.7	-16.7	75.0	400.0	-14.3	0.0
	22.2	69.2	26.6	81.7	-22.2	83.0
	200.0	250.0	33.3	15.7	-30.0	-14.3
	-20.0	-33.3	266.7	-37.5	0.0	350.0
	0.0	75.0	-33.3	100.0	-20.0	-77.8
	-50.0	65.7	-25.0	-16.7	-33.3	-42.9
	-	50.0	-66.7	200.0	0.0	59.0
	-7.5	4.8	-16.8	-10.3	-65.0	-3.4
	300.0	-50.0	66.7	-33.3	200.0	300.0
	100.0	100.0	-60.0	100.0	0.0	0.0
	100.0	0.0	60.0	71.4	-42.9	140.0
	100.0	33.3	-50.0	400.0	40.0	-10.7
	300.0	500.0	0.0	100.0	100.0	-40.0
	-22.2	100.0	25.0	-16.7	133.3	-16.7
	-75.0	0.0	60.7	-60.0	-100.0	-80.0

資料出所:東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」及び作成。

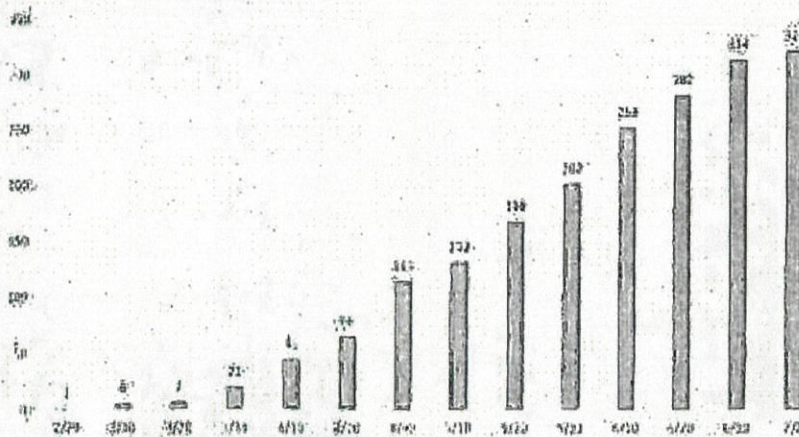
倒産件数(産業別)

	令和2年						前年同月比					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
計	713	634	744	766	288	806	2.7	2.3	14.3	16.4	-55.6	9.8
建設業	119	107	134	124	36	114	5.3	4.9	25.2	10.7	-55.0	-23.0
製造業	69	74	92	78	22	87	-5.5	8.8	31.4	2.6	-58.2	1.2
卸売業	122	89	113	99	53	105	19.0	-9.8	-0.9	15.1	-45.9	25.0
小売業	173	152	191	190	68	193	0.5	5.3	15.0	87.5	-57.1	19.9
運輸・通信業	31	23	20	22	14	22	14.9	4.5	-25.9	37.5	-36.4	-8.3
サービス業	156	147	175	183	87	205	-12.8	-2.0	16.2	10.2	-58.4	22.8
不動産業	18	15	19	16	5	35	-5.3	-21.1	11.8	-23.8	-73.7	75.0
その他	25	33	30	46	15	45	8.7	37.5	7.1	84.0	-16.7	2.3

資料出所: 帝国データバンク「全国企業倒産集計」より作成。

新型コロナウイルス関連倒産

(発生時期分布 7月8日16時時点)



資料出所: 帝国データバンク「新型コロナウイルス関連倒産」より作成。

(注) 事業停止後に法的整理に移行した場合は法的整理日でカウント。

倒産件数(都道府県別)

(単位:件)

前年同月比

(単位:%)

	令和2年						前年同月比					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
計	713	634	744	758	288	806	2.7	2.3	14.3	16.4	-55.4	9.6
北海道	21	18	12	24	9	25	-31.3	-11.1	-55.6	41.2	-55.0	13.0
青森	5	2	12	4	1	6	150.0	0.0	300.0	0.0	-83.3	-25.0
岩手	4	8	4	5	3	6	0.0	14.3	-20.0	400.0	-25.0	100.0
宮城	12	5	13	17	5	11	-33.3	-61.5	62.5	54.5	-50.0	10.0
秋田	8	3	5	5	1	5	300.0	50.0	25.0	150.0	-63.3	150.0
山形	8	1	3	1	1	5	300.0	-75.0	-50.0	-66.7	-50.0	-18.7
福島	9	2	10	0	3	7	350.0	-71.4	11.1	100.0	0.0	40.0
茨城	11	8	20	10	0	10	-26.7	60.0	100.0	-23.1	-100.0	0.0
栃木	11	9	11	8	1	14	-8.3	350.0	10.0	50.0	-87.5	75.0
群馬	6	9	8	14	2	8	-14.3	125.0	-53.8	40.0	-77.8	-11.1
埼玉	29	22	44	32	9	31	0.0	-8.3	175.0	14.3	-55.6	14.8
千葉	24	27	21	17	12	13	20.0	50.0	-4.6	0.0	-40.0	-31.6
東京	115	126	131	115	46	105	-6.6	4.1	15.9	-2.5	-60.7	-21.6
神奈川	56	32	35	39	21	48	21.7	10.3	-31.4	-22.0	-44.7	-9.4
新潟	9	6	10	13	3	6	50.0	50.0	25.0	116.7	-57.1	-14.3
富山	8	3	8	11	2	8	-50.0	-57.1	166.7	120.0	-30.0	50.0
石川	7	4	5	4	6	9	-22.2	-33.3	0.0	-33.3	100.0	12.5
福井	6	8	4	7	0	8	50.0	300.0	-	133.3	-100.0	20.0
山梨	3	4	3	1	2	1	-25.0	300.0	-25.0	-66.7	0.0	-50.0
長野	9	6	3	11	5	14	12.5	-14.3	-57.1	37.5	400.0	600.0
岐阜	15	8	10	21	2	3	7.1	14.3	100.0	40.0	-50.0	14.3
静岡	20	14	17	23	13	32	42.9	-36.4	21.4	27.8	-33.1	83.2
愛知	43	43	50	50	15	47	-2.3	-2.3	35.1	31.6	-67.3	-26.6
三重	8	10	11	9	3	10	0.0	-9.1	37.5	12.5	-72.7	-15.7
滋賀	4	7	5	11	0	11	-20.0	40.0	0.0	57.1	-100.0	83.3
京都	25	14	22	19	5	18	19.0	-28.3	15.8	18.8	-88.8	5.9
大阪	101	88	88	92	28	163	11.0	-5.4	28.9	-1.1	-73.6	98.8
兵庫	37	32	35	51	8	48	-24.6	-3.0	-28.6	54.5	-77.1	2.1
奈良	6	8	14	14	5	8	0.0	-11.1	75.0	40.0	25.0	-20.0
和歌山	3	8	8	7	6	8	-72.7	125.0	14.3	16.7	50.0	-14.3
鳥取	0	1	2	2	2	2	-	-66.7	0.0	-33.3	-	-80.0
島根	4	2	2	3	2	3	100.0	0.0	-	0.0	-75.0	-50.0
岡山	8	4	5	8	8	5	0.0	-20.0	25.0	700.0	-14.3	0.0
広島	7	19	15	21	7	19	-50.0	-5.0	7.1	40.0	-30.0	5.6
山口	6	8	2	7	5	3	20.0	300.0	0.0	-12.5	-28.6	-62.5
徳島	4	6	7	5	4	9	-20.0	500.0	133.3	-37.5	300.0	350.0
香川	4	4	5	4	4	2	300.0	-20.0	0.0	100.0	-33.3	-77.8
愛媛	9	2	4	4	2	4	-50.0	-50.0	33.3	0.0	-50.0	-42.9
高知	4	2	2	6	1	5	-	-50.0	0.0	50.0	-	0.0
福岡	20	28	33	25	13	32	-32.4	33.3	-5.7	0.0	-55.2	48.9
佐賀	2	2	5	1	5	3	100.0	-50.0	150.0	0.0	150.0	50.0
長門	3	7	9	8	3	2	-25.0	250.0	0.0	200.0	50.0	-50.0
熊本	8	2	7	11	4	13	50.0	0.0	40.0	83.3	-20.0	150.0
大分	5	2	8	4	6	5	-40.0	0.0	-14.3	100.0	200.0	25.0
宮崎	4	6	2	4	1	4	300.0	500.0	0.0	100.0	0.0	-20.0
鹿児島	7	3	11	5	5	4	-35.4	-40.0	57.1	0.0	50.0	-20.0
沖縄	3	2	3	1	0	1	200.0	-66.7	0.0	-66.7	-100.0	-95.7

資料出所:帝国データバンク「全国企業倒産統計」より作成。

新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について

(7月3日現在集計分)

7月3日現在、雇用調整の可能性がある事業所数は57,336事業所、新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等見込み労働者数は32,348人となりました。

また、前週からの増加分は雇用調整の可能性がある事業所数が8,316事業所、解雇等見込み労働者数は4,175人となりました。

新型コロナウイルスに係る雇用調整 (※1)		
雇用調整の可能性がある事業所数 (※2)	解雇等見込み労働者数 (※3)	
全国	57,336事業所 (+8,316事業所) (※4)	32,348人 (+4,175人) (※4)

解雇等見込み労働者数のうち非正規雇用労働者数(5月25日からの集計) (※1) (※5)	
全国	11,798人 (+2,789人) (※4)

(※1) 都道府県労働局の聞き取りや公共職業安定所に寄せられた相談・報告等を基に把握した数字であり、網羅的なものではない。

(※2) 「雇用調整の可能性がある事業所」は、都道府県労働局及びハローワークに対して休業に関する相談のあった事業所(当面休業を念頭に置きつつも、不透明な経済情勢が続けば解雇等も検討する意向の事業所も含む。)

(※3) 「解雇等見込み」は、都道府県労働局及びハローワークに対して相談のあった事業所等において解雇・雇止め等の予定がある労働者で、一部既に解雇・雇止めされたものも含まれている。

(※4) 括弧内は前週からの増加分である。

(※5) 非正規雇用労働者(正規雇用労働者以外の、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等)の解雇等見込み数は、5月25日より把握開始しており、解雇等見込み労働者総数の内訳になっているものではない。

業種別にみた解雇等見込み労働者数、雇用調整の可能性がある事業所数(数の大きな上位10業種を記載)

雇用調整の可能性がある事業所数		解雇等見込み労働者数(人)	
1	製造業 11,091 (+1,103)	宿泊業	5,966 (+353、うち非正規64)
2	飲食業 8,313 (+988)	製造業	5,272 (+1,139、うち非正規713)
3	小売業 5,939 (+932)	飲食業	4,408 (+214、うち非正規166)
4	サービス業 4,893 (+810)	労働者派遣業	2,810 (+381、うち非正規379)
5	宿泊業 3,142 (+310)	小売業	2,579 (+316、うち非正規37)
6	建設業 2,920 (+482)	道路旅客運送業	2,499 (+37、うち非正規0)
7	理容業 2,654 (+465)	サービス業	1,987 (+227、うち非正規47)
8	卸売業 2,639 (+563)	卸売業	1,495 (+815、うち非正規744)
9	医療、福祉 2,426 (+468)	娯楽業	1,483 (+53、うち非正規28)
10	運輸業 1,746 (+241)	物品賃貸業	741 (+534、うち非正規534)
全体	57,336 (+8,316)		32,348 (+4,175、うち非正規2,789)

※業種は、都道府県労働局が企業から聞き取った情報であり、日本標準産業分類に準じて整理しているものではないことに留意が必要。なお、括弧内は前週からの増加分である。

都道府県別集計結果(累積)「新型コロナウイルスに関連した雇用調整の状況」

	雇用調整の可能性がある事業所数	解雇等見込み労働者数(人)	
1	北海道	5,321	1,377
2	青森	1,061	732
3	岩手	1,837	336
4	宮城	1,127	523
5	秋田	170	648
6	山形	1,844	282
7	福島	1,060	717
8	茨城	446	365
9	栃木	1,369	298
10	群馬	1,519	314
11	埼玉	1,631	226
12	千葉	3,213	844
13	東京	10,758	5,559
14	神奈川	1,550	913
15	新潟	539	731
16	富山	680	518
17	石川	2,202	460
18	福井	1,443	254
19	山梨	300	169
20	長野	1,191	933
21	岐阜	919	1,278
22	静岡	2,001	725
23	愛知	861	1,232
24	三重	1,403	333
25	滋賀	1,178	347
26	京都	828	529
27	大阪	989	3,546
28	兵庫	944	1,021
29	奈良	109	363
30	和歌山	266	167
31	鳥取	1,224	158
32	島根	617	267
33	岡山	1,174	381
34	広島	801	691
35	山口	470	400
36	徳島	361	44
37	香川	296	176
38	愛媛	243	335
39	高知	1,119	56
40	福岡	243	1,023
41	佐賀	175	369
42	長崎	122	627
43	熊本	131	333
44	大分	132	281
45	宮崎	855	421
46	鹿児島	521	412
47	沖縄	93	634
	合計	57,336	32,348

都道府県労働局を通じて把握している情報（新型コロナウイルス感染症関係）（7月3日（金）時点）

- 「解雇等見込み労働者数（累計）」は、32,348名となっており、4月後半から増加幅が拡大傾向。
※ 解雇等見込みは、解雇・雇止めのある労働者で、一部既に解雇・雇止めされた者も含まれている。
- 「雇用調整の可能性がある事業所数（累計）」は、57,336事業所となっており、4月初旬から増加幅が拡大傾向。
※ 労働局及びハローワークに対して具体的に休業等に関する相談のある相談のあった事業所数。
※（当面休業を念頭に置きつつ、不透明な経済情勢が続けば解雇等も検討する意向の事業所も含む。）

